

※別添写しについては、添付を省略しています。

別添 1

消表対第 7 0 4 号

令和 7 年 3 月 1 4 日

株式会社イースマイル

代表取締役 仲村 淳 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「さよならダニー」と称する商品（以下「本件商品①」という。）及び「さよならダニーデラックス」と称する商品（以下「本件商品②」という。）の各商品（以下これらを併せて「本件 2 商品」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っている又は行っていたので、景品表示法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、本件商品②の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく行っている次に掲げる表示をしている行為を速やかに取りやめなければならない。

本件商品②を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも令和 6 年 2 月 9 日以降、商品パッケージにおいて、例えば、本件商品②の画像と共に、「天然コットン 1 0 0 %^{※4} 布団素材 ダニを最大 2 3 0 万匹^{※5}捕獲！」等と表示するなど、本件商品②について、別表 1「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品②を寝具、ソファ、畳、カーペット、タンス及び収納ボックスに設置するだけで、同表「効果」欄記載のとおり効果が得られるかのように示す表示

- (2) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件 2 商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件 2 商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、本件商品①について、令和 4 年 1 2 月 2 日に、商品パッケージにおいて、本件商品①の画像と共に、「3 次元ダニ捕りシートだから 1 枚でなんと 2 5 万匹[※]捕獲！」等と表示するなど、別表 2「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載

のとおり表示することにより、あたかも、同表「使用方法」欄記載のとおり同表「対象商品」欄記載の商品を使用するだけで、同表「効果」欄記載のとおり効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、それぞれ、本件２商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (3) 貴社は、今後、本件２商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (4) 貴社は、今後、本件２商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (5) 貴社は、前記(1)に基づいてとった措置、前記(2)に基づいて行った周知徹底及び前記(3)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社イースマイル（以下「イースマイル」という。）は、東京都港区南青山四丁目１６番１１号Ｒ－ＳＱＵＡＲＥ２０１号室に本店を置き、日用雑貨等の製造及び販売等の事業を行う事業者である。
- (2) イースマイルは、本件２商品を自ら又は小売業者を通じて、一般消費者に販売している。
- (3) イースマイルは、本件２商品に係る別表２「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所の表示内容を自ら決定している。
- (4)ア イースマイルは、本件２商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、本件商品①について、令和４年１２月２日に、商品パッケージにおいて、本件商品①の画像と共に、「３次元ダニ捕りシートだから１枚でなんと２５万匹*捕獲！」等と表示するなど、別表２「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同表「使用方法」欄記載のとおり同表「対象商品」欄記載の商品を使用するだけで、同表「効果」欄記載のとおり効果が得られるかのように示す表示をしている又は表示をしていた。
- イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、それぞれ、景品表示法第５条第１号に該当する表示か否かを判断するため、景品表示法第７条第２項の規定に基づき、イースマイルに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提

出を求めたところ、イースマイルは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、イースマイルが自己の供給する本件2商品の取引に関し行っている又は行っていた表示は、それぞれ、景品表示法第7条第2項の規定により、景品表示法第5条第1号に規定する、本件2商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしている又は表示をしていた行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注） 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知

った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表 1

表示内容	効果
・「新 3Dダニ捕りシート 4枚入り」 ・「さよならダニー DXデラックス」 ・「シリーズ史上最強^{*1} 2.1倍^{*2}捕れちゃう！」との記載及びダニのイラストと共に、「SAYONARA!DANNY!!」との記載 ・本件商品②の画像と共に、「天然コットン100%^{*4}布団素材 ダニを最大230万匹^{*5}捕獲！」との記載 ・「置くだけ簡単!家族にやさしいダニ対策」 ・「W誘引とコットンでダニをごっそり捕獲」 ・「生きたダニを置いて 超集めて 捨てるだけ!」 ・「さよならダニーデラックスDX 3D構造 『生きたダニをごっそり捕獲』には理由がある!」との記載、本件商品②の断面のイラストと共に、「W誘引剤 ダニが好きなフェロモンの香り」及び「不織布ダニが入りやすく、ホコリを防ぐ」との記載、白い綿の画像と共に、「無漂白コットン ダニが好きなふかふか布団素材」及び「強力粘着部 W誘引剤 ダニの好物の香り」との記載、矢印円のイラストと共に、「360°」、「どこからでも侵入できる!」、「取替目安 約2ヶ月」、「嬉しい!4枚入り」及び「殺虫成分不使用」との記載並びに「ダニ捕りシート ダニ捕獲数確認試験 さよならダニーDX 576, 639匹 さよならダニー 269, 406匹」との記載及び右肩上がりの矢印付きのグラフと共に、「2.1倍!」との記載 ・「おすすめ設置場所」との記載、ベッド及びダニ捕りシートのイラスト並びに本件商品②の画像と共に、「■ベッド・布団 シングルサイズにつき2枚をシーツと敷布団・マットレス等の間に挟む」との記載、ソファ及びダニ捕りシートのイラスト並びに本件商品②の画像と共に、「■ソファ 背もたれと座面の隙間やクッションの下」との記載、畳及びダニ捕りシートのイラスト並びに本件商品②の画像と共に、「■畳・カーペット 座布団や敷物の下」との記載、まくら及びダニ捕りシートのイラスト並びに本件商品②の画像と共に、「■まくら 枕の下またはカバーの内側」との記載並びにタンスのイラスト及び本件商品②の画像と共に、「■タンス 収納ボックス 服の間や下」との記載 ・ゴミ箱のイラストと共に、「▶2ヶ月後、捨てるだけ! ★半径1mがダニを効率的に捕獲する範囲です」との記載 ・「[品名] さよならダニー デラックス」	本件商品②に含まれる誘引剤が寝具等に生息しているダニを誘引することにより、2か月間で本件商品②のシート1枚当たり576, 639匹又は本件商品②のシート4枚で230万匹捕獲される効果
(別添写し1-1) ・「新 3Dダニ捕りシート 6枚入り」 ・「さよならダニー DXデラックス」 ・「シリーズ史上最強^{*1} 2.1倍^{*2}捕れちゃう！」との記載及びダニのイラストと共に、「SAYONARA!DANNY!!」との記載 ・本件商品②の画像と共に、「天然コットン100%^{*4}布団素材 ダニを最大345万匹^{*5}捕獲！」との記載 ・「置くだけ簡単!家族にやさしいダニ対策」	本件商品②に含まれる誘引剤が寝具等に生息しているダニを誘引することにより、2か月間で本件商品②のシ

表示内容	効果
・「W誘引とコットンでダニをごっそり捕獲」 ・「生きたダニを 置いて 超集めて 捨てるだけ！」 ・「さよならダニーデラックスDX 3D構造 『生きたダニをごっそり捕獲』には理由がある！」との記載、本件商品②の断面のイラストと共に、「W誘引剤 ダニが好きなフェロモンの香り」及び「不織布ダニが入りやすく、ホコリを防ぐ」との記載、白い綿の画像と共に、「無漂白コットン ダニが好きなふかふか布団素材」及び「強力粘着部 W誘引剤 ダニの好物の香り」との記載、矢印円のイラストと共に、「360°」、「どこからでも侵入できる!」、「取替目安 約2ヶ月」、「嬉しい! 6枚入り」及び「殺虫成分不使用」との記載並びに「ダニ捕りシート ダニ捕獲数確認試験 さよならダニーDX 576, 639匹 さよならダニー 269, 406匹」との記載及び右肩上がりの矢印付きのグラフと共に、「2.1倍!」との記載 ・「おすすめ設置場所」との記載、ベッド及びダニ捕りシートのイラスト並びに本件商品②の画像と共に、「■ベッド・布団 シングルサイズにつき2枚をシートと敷布団・マットレス等の間に挟む」との記載、ソファ及びダニ捕りシートのイラスト並びに本件商品②の画像と共に、「■ソファ 背もたれと座面の隙間やクッションの下」との記載、畳及びダニ捕りシートのイラスト並びに本件商品②の画像と共に、「■畳・カーペット 座布団や敷物の下」との記載、まくら及びダニ捕りシートのイラスト並びに本件商品②の画像と共に、「■まくら 枕の下またはカバーの内側」との記載並びにタンスのイラスト及び本件商品②の画像と共に、「■タンス 収納ボックス 服の間や下」との記載 ・ゴミ箱のイラストと共に、「▶2ヶ月後、捨てるだけ! ★半径1mがダニを効率的に捕獲する範囲です」との記載 ・「[品名] さよならダニー デラックス」	ート1枚当たり 576, 639 匹又は本件商品 ②のシート6枚 で345万匹捕 獲される効果

(別添写し1-2)

別表2

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
本件商品①	令和4年1月2日	商品パッケージ	・ダニのイラストと共に、「さよならダニ」との記載 ・「3Dダニ捕りシート 4枚入り (分割タイプ)」 ・「Goodbye! Danny!!」 ・「置いて 集めて 捨てるだけ!!」 ・本件商品①の画像と共に、「3次元ダニ捕りシートだから1枚でなんと25万匹※捕獲!」及び「※捕獲能力」との記載 ・「生きたダニを捕獲! 3次元ダニ捕りシート!」 ・「置くだけ簡単 お家のダニから家族を守る!」 ・「生きたダニを 置いて 集めて 逃がさない! あとはそのまま捨てるだけ!」 ・本件商品①の断面のイラストと共に、「生きたダニをしつかりキヤッチ! 3D構造」、「特許申請中」、「こだわり構造! 化学物質0ゼロ」、「1 強力粘着部 ※人体や動物に有害な化学物質は使用していません。」、「ダニが好きなフェロモン入り」、「2 発泡ウレタン」、「3 不織布」、「①中心の《強力粘着部》に含まれる、食品添加物でダニを誘引する」、「②外側の《発泡ウレタン》《不織布》の3D構造により、1度入ったダニを2度と外に逃がさない!」及び「★約2ヶ月で大量のダニが捕獲される可能性があるため、衛生上、設置して2ヶ月後に新しい『さよならダニ』とお取替えください」の記載 ・「ダニ捕りシート自社試作品 捕獲実験結果※」、「34,000匹のダニを投入して7日後の捕獲数を調査!	寝具、ソファ、押入れ、カーペット、収納ボックス及び車の中に設置する	本件商品①に含まれる誘引剤が寝具等に生息しているダニを誘引することにより、約2か月間で本件商品①のシート1枚当たり25万匹捕獲される効果

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
			※『ダニ捕獲試験』及び「供試剤 捕獲ダニ数 捕獲率 (%)」との記載と共に、「3D構造 さよならダニ ー 16, 524 48.5」、「2D 試作品A 1, 342 3.9」及び「2D 試作品B 1, 134 3.3」と記載された表 ・本件商品①の画像並びにベッドパット及び本件商品①のイラストと共に、「使用方法」、「寝具シングルサイズにつき2枚を、約1m間隔でシーツまたはマットレスとベッドパットの間に挟んでください。」、「★半径1mがダニを捕獲する効果を最も発揮する範囲です」及び「1枚で約25万匹※捕獲！」との記載並びにゴミ箱のイラストと共に、「▶2ヶ月後、捨てるだけ!」、「まくら ベッド 布団 ソファアー 押入れ カーペット 収納BOX 車の中」及び「※捕獲能力」との記載 ・「品名 さよならダニー」 ・「取替目安 約2ヶ月」 (別添写し2-1)		
同上	令和4年1月24日から令和5年2月27日までの間	「さよならダニー」と称する自社ウェブサイトを	・「置いて 集めて 捨てるだけ! さよならダニー」 ・「ベッド 車の中 ソファ カーペット」 ・「※使用期間: 1シート約2ヶ月」 ・本件商品①の商品パッケージの画像 ・本件商品①の断面の画像と共に、「3D構造 特許取得」 との記載 ・「特徴」、「01 3D構造<特許取得>でダニを生きのまま捕獲」及び「中心の<強力粘着部>に含まれる、食品添加物でダニを誘引します。外側<発泡ウレタン>	寝具、ソファ、カーペット、クロゼット、押入れ及びぬいぐるみの下に設置する	本件商品①に含まれる誘引剤が寝具等に生息しているダニを誘引することにより、約2か月間で本件商品①のシート1枚当たり約25万匹又

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
			く不織布>の3D構造により、1度入ったダニを2度と外に逃がしません。」との記載、本件商品①の断面のイラストと共に、「1 不織布」、「2 発泡ウレタン」、「3 強力粘着部」及び「ダニが好きなフェロモン入り」の記載並びに本件商品①の断面の画像と共に、「匂いに誘われて入ったら最後！」との記載 ・本件商品①の画像と共に、「02 1シートで約25万匹※！驚異の捕獲率！」、「1箱4シート入なので、合計約100万匹のダニを捕獲！」及び「※捕獲能力（約2ヶ月）」との記載 ・白い粒状の物質等の画像と共に、「03 安心・安全 化学物質ゼロ！」及び「ダニを引き寄せる誘引剤（フェロモン）も食品添加物を使用。人体や動物に有害な化学物質ゼロ。アレルギー体質の方やペットのそばに置いても安心。」との記載 ・「05 ダニが好きな黒いシートを採用！」及び「暗闇を好むダニの性質を利用し、黒いシートを採用。暗闇と勘違いして、ダニがどんどん集まります。」との記載並びに本件商品①の画像並びにダニ及びゴミ箱のイラストと共に、「捨てるだけ」との記載 ・「使い方」、「01 置いて ベッドやカーペット、ソファーなど気になる所にシートを置くだけ！」、「02 集めて シート内のダニが好む『フェロモン』がどんどんおびき寄せる！」、「03 捨てる」、「だけ」及び「約2ヶ月後、そのままシートを『燃えるゴミ』へ捨てればOK！」との記載		は本件商品①のシート4枚で約100万匹捕獲される効果

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
			・「01 置いて」、「『さよならダニー』をダニが気になる場所にセットしてください。広い場所の場合は1m間隔でセットしてください。半径1mの範囲でダニ確保の効果が発揮できます。」及び「※シングルベッドの場合、上下に1m程間隔をあけてマットレスと敷きパッドの間に挟み込んでセットしてください。」との記載並びに本件商品①の画像並びにマットレス、敷きパッド及び「マットレスと敷きパッドの間に挟む」及び「1シート約25万匹 約2ヶ月使用」との記載 ・「02 集めて」、「ダニが好む場所に『さよならダニー』をセットしましょう!!!」及び「シングルベッド おすすめ使用個数 2個 ソファー おすすめ使用個数 2個 カーペット おすすめ使用個数 2個 収納（クローゼット、押入れ） おすすめ使用個数 2個 ぬいぐるみの下 おすすめ使用個数 1個 ベビーベッド おすすめ使用個数 1個」との記載 ・「03 捨てるだけ」及び「シートはそのままゴミ箱へ。ダニは特殊な3D構造により逃げられない!死骸やフンも飛び散らない!」との記載並びにダニ及びゴミ箱のイラストと共に、「約2ヶ月後」及び「Good bye」との記載 ・「簡単!」、「确实!」、「01 置いて (かけて)」、「02 集めて」、「03 捨てる」及び「だけ」(別添写し2-2) ・「さよならダニーはここがすごい!」との記載並びに本		
同上	令和4年1	「楽天市場」と		寝具、量、ソフ	同上

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
	1月24日から令和5年2月7日までの間	称するウェブサイトに開設した「こだわりの宅配便 sponsored by e-Smile」と称する自社ウェブサイト	件商品①の画像及びダニのイラストと共に、「①とにかく圧倒的な数のダニを捕獲！なんと1箱で100万匹捕獲！」、「②ダニを決して逃がさない！立体粘着構造で、粘着力を落とさずにダニをからめとります。」、「③化学物質ゼロで、家族で安心！殺虫成分も不使用で、お子様にも安心です。」及び「どんどん集まる！」との記載 ・「なぜなら3D構造がすごい！」との記載、本件商品①の断面のイラストと共に、「②ホコリが入らない」との記載並びに拡大した本件商品①の断面及びダニのイラストと共に、「①ダニが入りやすい」、「不織布発泡ウレタン強力粘着部（ダニが好きなフェロモン入り）」、「③粘着力が減らない」、「だから」及び「ダニがたくさん取れる！！＋逃がさない！！」との記載 ・「圧倒的な捕獲力！」との記載、本件商品①の画像及びダニのイラストと共に、「驚き！」及び「1シートあたり約25万匹も捕れる！」との記載、本件商品①の商品パッケージ及び本件商品①の画像並びにダニのイラストと共に、「2ヶ月」、「1箱（4シート）で…」及び「＼最大約100万匹！／」との記載 ・「2Dシートに気をつけて！」及び「今までの2Dペラペラダニ捕りシートでは周辺部分しかダニが捕れていない…」との記載、ダニ捕りシート及び拡大画像と共に、「2D構造」及び「試作品」との記載並びに2Dダニ捕りシート、ダニ及びホコリ等のイラストと共に、「粘着	ア、カーペット、ペットががいる所及び洋服ダンスに設置する	

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
			部にホコリが吸着しやすい」、「粘着力が落ちる・・・」及び「しかも、ダニの寿命は約60日！ 吸湿性シートや落とし穴タイプのダニ捕り器具では、内部でダニが動いていたり、繁殖する恐れも・・・」との記載 ・「さよならダニーは3D立体粘着構造で捕獲するから・・・」、「✓逃げない」、「✓増えない」及び「✓粘着力が落ちない」との記載、本件商品①の断面及びダニの画像と共に、「3D構造 さよならダニー」との記載並びに本件商品①の断面、ダニ及びホコリのイラストと共に、「ホコリがつきにくくダニが逃げにくい！」及び「粘着力が落ちない！」との記載 ・「第三者機関でも捕獲数効果が実証されました!」、「2Dシートと3Dシートに11,785匹のダニを投入して48時間後の捕獲数を調査※ダニ捕獲試験（当社比）」、「捕獲ダニ数」、「2D 弊社試験品 9匹」、「3D構造 さよならダニー 7,409匹」、「2D構造に比べて約823倍!」及び「2Dシートと比べて圧倒的な捕獲力が実現!」 ・「中に入ったダニは2時間で死ぬ」との記載、本件商品①の画像並びにダニ及び矢印のイラストと共に、「入る」との記載、本件商品①の内部及びダニのイラストと共に、「動けない」、「おなかすいた」及び「立体粘着に捕まる」との記載、本件商品①の内部及びダニのイラストと共に、「死んじやった・・・」、「2時間で餓死」との記載並びにダニのイラスト並びに生存率及び経過時間を記載した右肩下がりのグラフと共に、「第三者機関で		

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
			も実証」、「3D立体粘着なら致死時間2時間以内！」及び「生存率0%」との記載 ・「ダニが逃げない！」及び「さよならダニの立体構造の秘密」との記載並びに本件商品①及びダニのイラストと共に、「不織布 発泡ウレタン 強力粘着部 ダニが好きなフェロモン入り」、「1層 ダニが好む黒色の不織布でダニを引き寄せ、ほこりをガード!」、「2層 立体スポンジと人体に安全な誘引剤でダニを粘着部に誘い込む」、「3層 立体スポンジに浸透した3D粘着で、ダニを捕獲!」及び「だから生きたダニをしっかりと捕獲!」との記載 ・「ご家族みんなにさよならダニが安全な理由」及び「①殺虫剤不使用! 誘引剤には、キャンディやガムにも使用される食品添加物を使用。匂いもほとんどないので、寝具にも安心してお使いいただけます。」との記載並びに本件商品①の画像及びダニのイラストと共に、「②ダニが逃げない! ダニが逃げない3層構造。捕獲後も死がいやフンのアレルゲンもこぼさない!」との記載 ・「設置おすすめスポット」との記載、住居内の画像と共に、「おすすめ度★★★★★ ベッド」、「おすすめ度★★★★★ 畳」、「おすすめ度★★★★★ ソファ」及び「おすすめ度★★★★★ カーペット」との記載、ダニのイラストと共に、「ペットがいる所、洋服ダンスも要注意!」、「効果範囲 シングルベッド1枚につき2枚(1メートル程度離す)」及び「有効期間:2ヶ月」との記載並び		

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
			にベッド及びダニのイラスト並びに本件商品①の画像と共に、「1メートル離す」との記載 ・「Q. 効果があるダニは何ですか？」及び「A. 屋内性のダニ（チリダニ・ツメダニ・コナヒョウダニ）に効果があります。屋外性のダニには効果がありません」 ・「Q. 他のダニシートと何が違いますか？」及び「A. 捕獲する構造が違います。一般的なダニシートは平面なのに対して、さよならダニーは特許登録済の3D構造です。3D構造ではダニを360度から捕獲することができ、さらに平面シートで課題だった粘着力が弱まる心配もありません。粘着力が落ちないただ一つのダニ捕獲商品です。捕獲することによって内部でもダニが繁殖しません。」 ・本件商品①の商品パッケージの画像と共に、「迷ったらコレ!」、「商品名 さよならダニー」、「捕獲数（1シートあたり） 約25万匹」及び「特徴 シリーズ定番! 置くだけ簡単3D構造のダニ捕りシート」との記載 ・本件商品①の商品パッケージの画像と共に、「さよならダニー」との記載 ・「■商品名 さよならダニー」及び「■用途 ダニ捕りシート」 (別添写し2-3)		
同上	令和4年1月24日から令和5年4月3日	「YouTube」と称する動画共有サービスにおける動画広告	・人物の映像と共に、「私が実際に行っているおすすめダニ対策を伝授いたします」との音声、人物が本件商品①の商品パッケージ及び本件商品①を手に持っている映像と共に、「さよならダニーは1シートで」との文字の	寝具、ソファ、カーペット、こたつ及びぬいぐるみの下に設置す	本件商品①のシート1枚当たり約25万匹捕獲される効果

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
	までの間	告	映像及び「さよならダニーはたったの1シートで」との音声、人物が本件商品①の商品パッケージ及び本件商品①を手に持っている映像と共に、「生きたダニを25万匹捕獲!!!」との文字の映像及び「生きたダニを25万匹捕獲するんですって」との音声並びに人物が本件商品①の商品パッケージ及び本件商品①を手に持っている映像と共に、「すごくないですか」との音声 ・人物が本件商品①の商品パッケージを手に持っている映像と共に、「1箱4シート入りなので」との文字の映像及び「一箱4シート入りなので」との音声並びに人物が本件商品①の商品パッケージを手に持っている映像と共に、「4人家族なので2箱使います」との文字の映像及び「私は4人家族なので2箱使います」との音声 ・人物が本件商品①の商品パッケージから本件商品①を取り出し切り離している映像と共に、「2シート分取り外して」との文字の映像及び「ツーシート分取り外して」との音声並びに人物が本件商品①の商品パッケージ及び本件商品①を手に持っている映像並びに枕及び寝具内の足元の画像の映像と共に、「枕元と足元に1つつ設置します」との文字の映像及び「主人と一緒に寝ているベッドに 枕元と足元側に一つずつ設置します」との音声 ・人物が本件商品①1シートを手に持っている映像及びソファの画像の映像と共に、「1シートはソファに使用しています」との文字の映像及び「ワンシートはリビング	る	

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
			使い続けます」との音声及び本件商品①の商品パッケージの映像 (別添写し2-4)		
同上	令和4年1月24日から令和5年10月17日までの間	同上	・「あなたは今・・・約100万匹の生きたダニの上で寝ています」との文字の映像及び人物が寝ている映像と共に、「危険度1位 枕 危険度2位 シーツの中 危険度3位 掛け布団」との文字の映像 ・ダニのイラストの映像と共に、「ダニは人間のフケ・アカ・汗が大好物」及び「衝撃の映像がコチラ…」との文字の映像並びに繊維状の場所で動いているダニの映像 ・「さよならダニなら…」及び「3D構造で生きたままダニ捕獲」との文字の映像並びに本件商品①の画像の映像と共に、「この1シートで約25万匹捕獲」との文字の映像 ・「気になる捕獲の様子は…」との文字の映像、本件商品①内部の拡大映像及びダニの映像と共に、「黒いシートを暗闇と勘違いし どんどん集まります」との文字の映像、本件商品①内部の拡大映像及びダニの映像と共に、「▶▶ しばらく様子をみてみましょう…」との文字の映像、「10分後」との文字の映像並びに本件商品①内部の拡大映像及びダニの映像と共に、「誘引剤に誘われてさらに奥へ 一度入ったダニを 粘着シートで逃しません」との文字の映像 ・「さよならダニーは 簡単にダニ捕獲」及び「置いて▶集めて▶捨てる」との文字の映像並びに本件商品①の商品パッケージ及び本件商品①4シートの映像と共に、「今	寝具に設置する	本件商品①に含まれる誘引剤が寝具に生息しているダニを誘引することにより、本件商品①のシート1枚当たり約25万匹捕獲される効果

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
本件商品②	遅くとも令和6年2月9日以降	商品パッケージ	すぐダニを捕まえよう さよならダニー ※1箱4シート入り」との文字の映像 (別添写し2-5) ・「新 3Dダニ捕りシート 4枚入り」 ・「さよならダニー DXデラックス」 ・「シリーズ史上最強※1 2.1倍※2捕れちゃう！」との記載及びダニのイラストと共に、「SAYONARA! DANNY!!!」との記載 ・本件商品②の画像と共に、「天然コットン100%※4布団素材 ダニを最大230万匹※5捕獲!」との記載 ・「置くだけ簡単! 家族にやさしいダニ対策」 ・「W誘引とコットンでダニをゴツゴツ捕獲」 ・「生きたダニを置いて 超集めて 捨てるだけ!」 ・「さよならダニーデラックスDX 3D構造 『生きたダニをゴツゴツ捕獲』には理由がある!」との記載、本件商品②の断面のイラストと共に、「W誘引剤 ダニが好きなフェロモンの香り」及び「不織布 ダニが入りやすく、ホコリを防ぐ」との記載、白い綿の画像と共に、「無漂白コットン ダニが好きなふかふか布団素材」及び「強力粘着部 W誘引剤 ダニの好物の香り」との記載、矢印円のイラストと共に、「360°」、「どこからでも侵入できる!」、「取替目安 約2ヶ月」、「嬉しい! 4枚入り」及び「殺虫成分不使用」との記載並びに「ダニ捕りシート ダニ捕獲数確認試験 さよならダニーDX 576,639匹 さよならダニー 269,406匹」との記載及び右肩上がりの矢印付きのグ	寝具、ソファ、量、カーペット、タンス及び収納ボックスに設置する	本件商品②に含まれる誘引剤が寝具等に生息しているダニを誘引することにより、2か月間で本件商品②のシート1枚当たり、576,639匹又は本件商品②のシート4枚で230万匹捕獲される効果

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
			ラフと共に、「2. 1 倍！」との記載 ・「おすすすめ設置場所」との記載、ベッド及びダニ捕りシート of イラスト並びに本件商品②の画像と共に、「■ベッド・布団 シングルサイズにつき2枚をシートと敷布団・マットレス等の間に挟む」との記載、ソファ及びダニ捕りシート of イラスト並びに本件商品②の画像と共に、「■ソファ 背もたれと座面の隙間やクッションの下」との記載、畳及びダニ捕りシート of イラスト並びに本件商品②の画像と共に、「■畳・カーペット 座布団や敷物の下」との記載、まくら及びダニ捕りシート of イラスト並びに本件商品②の画像と共に、「■まくら 枕の下またはカバーの内側」との記載並びにタンス of イラスト及び本件商品②の画像と共に、「■タンス 収納ボックス 服の間や下」との記載 ・ゴミ箱 of イラストと共に、「▶2ヶ月後、捨てるだけ！ ★ 半径1mがダニを効率的に捕獲する範囲です」との記載 ・「■品名」さよならダニー デラックス」 (別添写し1-1)		
同上	同上	同上	・「新 3Dダニ捕りシート 6枚入り」 ・「さよならダニー DXデラックス」 ・「シリーズ史上最強※¹ 2. 1 倍※²捕れちゃう！」との記載及びダニ of イラストと共に、「SAYONARA! DANNY!!!」との記載 ・本件商品②の画像と共に、「天然コットン100%※⁴布団素材 ダニを最大345万匹※⁵捕獲！」との記載 ・「置くだけ簡単! 家族にやさしいダニ対策」	同上	本件商品②に含まれる誘引剤が寝具等に生息しているダニを誘引することにより、2か月間で本件商品②のシート1枚当たり

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
			・「W誘引とコットンでダニをゴツゴツ捕獲」 ・「生きたダニを置いて 超集めて 捨てるだけ！」 ・「さよならダニデラックスDX 3D構造 『生きたダニをゴツゴツ捕獲』には理由がある！」との記載、本件商品②の断面のイラストと共に、「W誘引剤 ダニが好きなフェロモンの香り」及び「不織布 ダニが入りやすく、ホコリを防ぐ」との記載、白い綿の画像と共に、「無漂白コットン ダニが好きならふかふか素材」及び「強力粘着部 W誘引剤 ダニの好物の香り」との記載、矢印円のイラストと共に、「360°」、「どこからでも侵入できる!」、「取替目安 約2ヶ月」、「嬉しい! 6枚入り」及び「殺虫成分不使用」との記載並びに「ダニ捕りシート ダニ捕獲数確認試験 さよならダニ-DX 576, 639匹 さよならダニ-269, 406匹」との記載及び右肩上がりの矢印付きのグラフと共に、「2.1倍!」との記載 ・「おすすめ設置場所」との記載、ベッド及びダニ捕りシートのイラスト並びに本件商品②の画像と共に、「■ベッド・布団 シングルサイズにつき2枚をシートと敷布団・マットレス等の間に挟む」との記載、ソファ及びダニ捕りシートのイラスト並びに本件商品②の画像と共に、「■ソファ 背もたれと座面の隙間やクッションの下」との記載、畳及びダニ捕りシートのイラスト並びに本件商品②の画像と共に、「■畳・カーペット 座布団や敷物の下」との記載、まくら及びダニ捕りシートのイラスト並びに本件商品②の画像と共に、「■まくら 枕の下		576, 639匹又は本件商品②のシート6枚で345万匹捕獲される効果

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
			またはカバーの内側」との記載並びにタンスのイラスト及び本件商品②の画像と共に、「■タンス 収納ボックスの間や下」との記載 ・ゴミ箱のイラストと共に、「▶2ヶ月後、捨てるだけ！ ★半径1mがダニを効率的に捕獲する範囲です」との記載 ・「【品名】 さよならダニー デラックス」 (別添写し1-2)		
同上	令和6年2月5日から令和7年2月6日まで の間	「さよならダニー」と称する自社ウェブサイトを	・「シリーズ史上最強の捕獲力！ さよならダニーDX」 ・「ベッド 車の中 ソファー カーペット」 ・「※使用期間：1シート約2ヶ月」 ・「新 3Dダニ捕りシート 6枚入り」 ・「さよならダニー DXデラックス」 ・「シリーズ史上最強※¹ 2.1倍※²捕れちゃう！」との記載及びダニのイラストと共に、「SAYONARA! DANNY!!!」との記載 ・本件商品②の画像と共に、「天然コットン100%※⁴布団素材 ダニを最大345万匹※⁵捕獲！」との記載 ・「1万人のお客様の声からパワーアップしてリニューアル」及び「RENEWAL POINTS」との記載、本件商品①の画像と共に、「現行品」との記載並びに本件商品②の画像と共に、「さよならダニー DXデラックス」、「捕獲力UP」及び「W誘引独自開発」との記載 ・「捕獲力アップのメカニズム」との記載並びに本件商品②の断面のイラストと共に、「100%コットン」、「W誘引」、「粘着層」及び「ダニが入りやすく逃げにくい」	寝具、車の中、ソファ及びカーペットに設置する	2か月間で本件商品②のシート6枚で345万匹捕獲される効果

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
			との記載 ・「簡単!」、「確実!」、「01 置いて (かけて)」、「02 集めて」、「03 捨てる」及び「だけ」(別添写し1-3)		
同上	令和6年2月5日から同年4月25日までの間	「楽天市場」と称するウェブサイトに開設した「こだわりの宅配便 sponsored by e-Smile」と称する自社ウェブサイト	・「ダニ対策の決定版!!!」との記載及び本件商品②の画像と共に、「3Dダニ捕りシートのパイオニア さよならダニーが進化」との記載 ・「シリーズ 史上最強の捕獲力」及び「1枚で57万匹捕獲 ※シート1枚に捕獲できるダニ数(シートの性能)。」との記載並びにダニのイラストと共に、「さよならダニー DXデラックス」との記載 ・本件商品②の画像及びダニのイラストと共に、「史上最強 ダニ捕獲力」、「これ1枚置くだけで 57万匹」及び「さよならダニー DXデラックス」との記載 ・「1万人のお客様の声からパワーアップしてリニューアル」及び「RENEWAL POINTS」との記載、本件商品①の画像と共に、「現行品」との記載並びに本件商品②の画像と共に、「さよならダニー DXデラックス」、「捕獲力UP」及び「W誘引独自開発」との記載 ・「POINT 1」及び「ダニ捕獲力が従来品の2.1倍」との記載並びにダニ1匹、矢印及びダニ2匹のイラストと共に、「捕獲効力試験 さよならダニーDX 576,639匹 さよならダニー 269,406匹」及び「試験方法:1cm×1cmに裁断した各検体を、ダニを入れたシャーレ上に置き、7日間経過後、捕獲さ	寝具、クローゼット、ソファ、カーペット、畳、ペットがいる所及び洋服ダンスに設置する	本件商品②に含まれる誘引剤が寝具等に生息しているダニを誘引することにより、約2か月間で本件商品②のシート1枚当たり576,639匹捕獲される効果

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
			れたダニを計測し、1枚当たりに換算。」との記載 ・「捕獲力アップのメカニズム」との記載並びに本件商品②の断面のイラストと共に、「100%コットン」、「W誘引」、「粘着層」及び「ダニが入りやすく逃げにくい」との記載 ・「POINT 2」、「100%コットン」及び「一度入ったら出たなくなる、ダニにとって居心地のいい布団環境を再現した『100%コットン』基材。」との記載並びにダニのイラストと共に、「迷路から出られない」との記載 ・「POINT 3」及び「ダニーDXだけのW誘引! 現行品の誘引剤に加え、ダニが好む『タイプ別の香り』を独自開発。」との記載、本件商品②の画像及びダニのイラストと共に、「フェロモン系誘引剤」との記載並びにダニのイラストと共に、「好物系誘引剤」との記載 ・「2ヶ月後に捨てるだけ!」との記載並びに本件商品②及びゴミ箱の画像並びにダニのイラストと共に、「家中のダニとさよなら!」及び「bye bye!」との記載 ・「こだわりの安心仕様」との記載、赤ちゃんを抱っこしている人物の画像と共に、「無香性の誘引剤」及び「フェロモン系とエサ系（好物）2タイプを配合。無香性で匂わない!」との記載並びに子供及び犬の画像と共に、「殺虫成分不使用」及び「お子様、ペットに安心の、捕獲に特化した構造。死骸がでないので、アレルゲン飛散の心配ありません。」との記載		

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
			・「設置おすすめスボット」との記載、住居内の画像と共に、「おすすめ度★★★★★ マットレス 2枚」、「おすすめ度★★★★★ 掛け布団 1枚」、「おすすめ度★★★★★ 枕 1枚」、「おすすめ度★★★★★ クローゼット 4枚〜」、「おすすめ度★★★★★ ソファ 1枚」及び「おすすめ度★★★★★ カーペット・畳 1枚」との記載、ダニのイラストと共に、「ペットがいる所、洋服ダンスも要注意!」、「効果範囲 シングルベッド 1枚につき2枚（1メートル程度離す）」及び「有効期間：2ヶ月」との記載並びにベッド及びダニのイラスト並びに本件商品①の画像と共に、「1メートル離す」との記載 ・「■商品名 さよならダニ DX（デラックス）」及び「■用途 3Dダニ捕りシート」 (別添写し1-4)		

消表対第 7 0 5 号

令和 7 年 3 月 1 4 日

株式会社イースマイル

代表取締役 仲村 淳 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「さよならダニアレル物質分解ミスト」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っている又は行っていたので、景品表示法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、本件商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく行っている次に掲げる表示をしている行為を速やかに取りやめなければならない。

本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも令和 4 年 1 2 月 7 日以降、商品パッケージにおいて、例えば、「アレル物質分解!」、「ダニのフンや死がい在不活化します。」、「光触媒とは? 光触媒とは、光を受けるとその表面で強力な酸化力を生み、接触するダニのフンや死がい、花粉などのアレル物質を酸化分解する環境浄化材料です。」等と、別表 1「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、寝具、カーペット、布製ソファ、カーテン、畳及び衣類に本件商品を噴霧するだけで、本件商品に含まれる光触媒の作用により、寝具等に付着したダニのフンや死骸、花粉等のアレル物質が分解され不活化する効果が得られるかのように示す表示

- (2) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、遅くとも令和 4 年 1 2 月 7 日以降、商品パッケージにおいて、「アレル物質分解!」、「ダニのフンや死がい在不活化します。」、「光触媒とは? 光触媒とは、光を受けるとその表面で強力な酸化力を生み、接触するダニのフンや死がい、花粉などのアレル物質を酸化分解

する環境浄化材料です。」等と表示するなど、別表2「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同表「使用方法」欄記載のとおり本件商品を使用するだけで、同表「効果」欄記載のと通りの効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (4) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (5) 貴社は、前記(1)に基づいてとった措置、前記(2)に基づいて行った周知徹底及び前記(3)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社イースマイル（以下「イースマイル」という。）は、東京都港区南青山四丁目16番11号R-SQUARE201号室に本店を置き、日用雑貨等の製造及び販売等の事業を行う事業者である。
- (2) イースマイルは、本件商品を自ら又は小売業者を通じて、一般消費者に販売している。
- (3) イースマイルは、本件商品に係る別表2「表示媒体」欄記載の表示媒体の表示内容を自ら決定している。
- (4)ア イースマイルは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、遅くとも令和4年12月7日以降、商品パッケージにおいて、「アレル物質分解!」、「ダニのフンや死がいやを不活化します。」、「光触媒とは? 光触媒とは、光を受けるとその表面で強力な酸化力を生み、接触するダニのフンや死がい、花粉などのアレル物質を酸化分解する環境浄化材料です。」等と表示するなど、別表2「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同表「使用方法」欄記載のとおり本件商品を使用するだけで、同表「効果」欄記載のと通りの効果が得られるかのように示す表示をしている又は表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示

か否かを判断するため、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、イースマイルに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、イースマイルは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、イースマイルが自己の供給する本件商品の取引に関し行っている又は行っていた表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、景品表示法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしている又は表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができ。

（注） 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起すること

ができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容
・「光触媒 アレル物質分解ミスト さよならダニー SERIES」 ・「アレル物質分解！」及び「ダニのフンや死がいの不活化します。」 ・「Goodbye! Danny!!」 ・「光触媒とは？ 光触媒とは、光を受けるとその表面で強力な酸化力を生み、接触するダニのフンや死がい、花粉などのアレル物質を酸化分解する環境浄化材料です。」、「ダニのフン・死がい」及び「花粉」との記載並びに桃色の星形多角形のイラストと共に、「アレルちゃん」との記載及びダニのイラストと共に、「ダニー」との記載 ・「【品名】アレル物質分解ミスト」 ・「特徴① 光触媒でダニのフンや死がい、花粉などのアレル物質を分解し不活化。」との記載並びに本件商品をベッドに向けて噴霧するイラスト及び桃色の星形多角形のイラストと共に、「アレル物質」及び「スプレーした面に接触したアレル物質の不活化！」との記載 ・「特徴② 室内のわずかな光で効果を発揮。」との記載、紫色の矢印のイラストと共に、「光触媒試作品」及び「紫外線（太陽光、UVランプ）にのみ反応」との記載、紫色の矢印のイラストと共に、「アレル物質分解ミスト」、「可視光（青色）にも反応」及び「紫外線」との記載並びに黒色の矢印のイラストと共に、「可視光線」及び「赤外線」との記載 ・「室内光で反応する光触媒がアレル物質を分解し不活化します。」 ・「《さよならダニー アレル物質分解ミスト》」 ・「用途」及び「寝具、カーペット、布製ソファ、カーテン、畳、衣類などに付着したダニのフン、死がいなどのアレル物質対策に。」 ・「使用方法」及び「●ボトルをよく振ってから、スプレー先端部分をONに回してください。●対象物から40cm以上離し、まんべんなくスプレーしてください。」 ・「使用目安」との記載、枕のイラストと共に、「枕 約2プッシュ」との記載、背広のイラストと共に、「洋服 約4プッシュ」との記載、布団のイラストと共に、「布団 約10プッシュ」との記載、畳のイラストと共に、「畳一畳 約10プッシュ」との記載並びに「洗濯の都度、または週1～2回の使用をおすすめします。」及び「■洗濯物がぬれた状態でスプレーしていただくと効果的です。」との記載

(別添写し1)

別表2

表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	効果
遅くとも令和4年12月7日以降	商品パッケージ	・「光触媒 アレル物質分解ミスト さよならダニー SERIES」 ・「アレル物質分解！」及び「ダニのフンや死がいの不活化します。」 ・「Goodbye! Danny!!!」 ・「光触媒とは？ 光触媒とは、光を受けるとその表面で強力な酸化力を生み、接触するダニのフンや死がい、花粉などのアレル物質を酸化分解する環境浄化材料です。」、「ダニのフン・死がい」及び「花粉」との記載並びに桃色の星形多角形のイラストと共に、「アレルちゃん」との記載及びダニのイラストと共に、「ダニー」との記載 ・「【品名】アレル物質分解ミスト」 ・「特徴① 光触媒でダニのフンや死がい、花粉などのアレル物質を分解し不活化。」との記載並びに本件商品をベッドに向けて噴霧するイラスト及び桃色の星形多角形のイラストと共に、「アレル物質」及び「スプレーした面に接触したアレル物質を不活化！」との記載 ・「特徴② 室内のわずかな光で効果を発揮。」との記載、紫色の矢印のイラストと共に、「光触媒試作品」及び「紫外線（太陽光、UVランプ）にのみ反応」との記載、紫色の矢印のイラストと共に、「アレル物質分解ミスト」、「可視光（青色）にも反応」及び「紫外線」との記載並びに黒色の矢印のイラストと共に、「可視光線」及び「赤外線」との記載 ・「室内光で反応する光触媒がアレル物質を分解し不活化します。」 ・「《さよならダニー アレル物質分解ミスト》」 ・「用途」及び「寝具、カーペット、布製ソファ、カーテン、畳、衣類などに付着したダニのフン、死がいなどのアレル物質対策に。」 ・「使用方法」及び「●ボールをよく振ってから、スプレー先端部分をONに回してください。●対象物から40cm以上離し、まんべんなくスプレーしてください。」 ・「使用目安」との記載、枕のイラストと共に、「枕 約2プッシュ」と	寝具、カーペット、布製ソファ、カーテン、畳及び衣類に噴霧する	本件商品に含まれる光触媒の作用により、寝具等のフンや死骸、花粉等のアレル物質が分解され不活化する効果

表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	効果
		の記載、背広のイラストと共に、「洋服 約4プッシュ」との記載、布団のイラストと共に、「布団 約10プッシュ」との記載、畳のイラストと共に、「畳一畳 約10プッシュ」との記載並びに「洗濯の都度、または週1～2回の使用をおススメします。」及び「■洗濯物がぬれた状態でスプレーしていただくと効果的です。」との記載 (別添写し1)		
令和5年9月8日から令和7年2月5日までの間	「さよならダニ」で称する自社ウェブサイト	・「部屋の明かりでダニアレルギー対策！ さよならダニ アレル分解ミスト」 ・「寝具 カーペット 布製ソファ カーテン たたみ ぬいぐるみ衣類」 ・「※週に1～2回の使用をおススメいたします。」 ・「本件商品の商品パッケージ及び本件商品の画像」 ・「特徴」、「01 半永久的に続く光触媒スパイラル！」及び「大手電機メーカー製の高性能光触媒が繊維の中に入り込み、部屋の電気に反応してアレルゲンを分解！ 光触媒が残っている限り効果が持続(※)！ ※汚れやこすれ等により光触媒の剥脱が発生しなかった場合。」との記載、照明のイラストと共に、「光触媒」との記載、桃色の星形多角形のイラストと共に、「アレル物質」及び「二酸化炭素」との記載、しずくのイラストと共に、「水」との記載、ダニのイラストと共に、「アレル物質発生源」との記載並びに桃色の星形多角形のイラスト及びダニのイラストと共に、「約90%以上 低減」との記載 ・「02 紫外線(太陽光)だけじゃない 部屋の明かりで反応！」、「従来は紫外線(太陽光、UVランプ)下でのみの反応でしたが、さよならダニの技術は室内の微量な光でも効果を発揮。家の中でも電気の光が当たれば効果が持続！」及び「今までの光触媒」との記載、太陽のイラスト等と共に、「太陽の強い光のみでアレルギー物質を分解」及び「さ	寝具、カーペット、布製ソファ、カーテン、畳、ぬいぐるみ、衣類、マスク及びタオルに噴霧する	本件商品に含まれる光触媒の作用により、半永久的に、寝具等に付着したダニアレルゲン、花粉、臭い、細菌、ウイルス、カビ等の有害物質を水及び二酸化炭素に分解し、当該有害物質を約90パーセント以上低減させる効果並びに消臭効果

表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	効果
		よならダニの光触媒』との記載並びに照明のイラスト等と共に、「部屋の明かりでアレギー物質を分解」との記載 ・「03 様々な有害物質を分解！ 部屋全体をクリーンに！」、「ダニはもちろん、抗菌・抗ウイルス・抗カビ・消臭効果も！ しかも光触媒がその場にとどまり続け、ずっと（※）アレル物質を分解。 継続的に部屋が安心・安全な環境に！」及び「一般的なダニよけスプレー」などの記載、ダニ等のイラストと共に、「ダニがいなくなった・・・？」、「しかもアレギー物質の死がいやフンはそのまま」、「乾いたらダニが元通り！ ガーンっ」及び「光触媒のさよならダニミスト」などの記載、さよならダニと称する商品の画像と共に、「ダニも設置」などの記載、本件商品を噴霧する画像及びダニ等のイラストと共に、「電気の光で分解！」及び「しかもアレギー物質はズーっと※分解！」との記載並びにさよならダニと称する商品の画像と共に、「捨てるだけ」及び「キラキラ」などの記載 ・「04 洗濯しても落ちにくい！ 高い持続力！」、「洗濯しても25%しか減らない高性能光触媒。 スプレーするほど完璧な分解エリアに！ ※Tシャツ、ニット、ジャケット、マスクやタオルにも使えます」、「長く続く効き目の秘密！」、「一般的なスプレー」及び「水やアルコールは蒸発すれば・・・」などの記載、しずくのイラストと共に、「成分」などの記載、黄色及び灰色の矢印のイラストと共に、「成分」、「効き目はゼロに」、「光触媒のさよならダニミスト」及び「光触媒は『粉』なので蒸発しない！ 繊維にからまって、洗濯しても落ちにくい」との記載並びにしずく、黄色及び橙色の円並びに黄色及び灰色の矢印のイラストと共に、「部屋の明かりで半永久的※に効き目が続く！！」との記載 ・「使い方」などの記載及び本件商品のイラストと共に、「01 シュッとして 部屋の気になる所にシュッとスプレーするだけ！」、「02 光をあてて スプレーに含まれる光触媒と部屋の電気が反応！」及び「0		

表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	効果
		3 分解する スプレーした所のアレルゲンを分解！」との記載 ・「01 シュツとして」及び「『さよならダニアレル物質分解ミスト』を部屋の気になる箇所にご使用ください。ボトルをよく振り、対象から40cm以上離し、まんべんなくスプレーします。※スプレー後は対象物を十分に自然乾燥させてからご使用ください。」との記載、本件商品及びベッドのイラスと共に、「寝具に」との記載、本件商品及びTシャツのイラスと共に、「お洋服に」との記載、本件商品及びソファのイラスと共に、「ソファやカーペットに」との記載並びに「枕 おすすめプッシュ数 2個」、「洋服 おすすめプッシュ数 4個」、「布団 おすすめプッシュ数 10個」、「畳一畳 おすすめプッシュ数 10個」及び「■洗濯の都度、または週1～2回の使用がおススメです。※洗濯物が濡れた状態でスプレーしていただくと効果的です。」との記載 ・「02 光をあてて」及び「部屋の電気で光触媒が発動。スプレーした場所のアレルゲンを分解！」との記載、緑色の円形のイラスと共に、「二酸化炭素」との記載、しずくのイラスと共に、「水」との記載並びに桃色の星形多角形、ベッド、ソファ及び電気の光のイラスと共に、「部屋の電気でアレルゲンを分解！」との記載 ・「03 分解する」及び「ダニのフンや死がい、花粉、ニオイ、細菌、ウイルス、カビなどの有害物質を分解。スプレーした面以後から接触してきた有害物質も光触媒で徹底分解！」との記載並びに電気の光及びベッド、タンス等がある部屋のイラスと共に、「花粉アレルゲン」、「ダニアレルゲン」、「ニオイ」及び「菌ウイルス」との記載 (別添写し2)		
令和5年4月3日から令和7年2	「YouTube」と称する動画	・「新発売 光のパワーでウイルスや菌を分解」との文字の映像と共に、「さよならダニシリーズから新発売 光のパワーでウイルスや菌を分解するアレルゲン分解ミスト」との音声	寝具、衣類及びソファに噴霧する	本件商品に含まれる光触媒の作用により、寝具等

表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	効果
月 5 日まで の間	共有サービ スにおける 動画広告	・「光触媒でず〜っとクリーン」との文字の映像、布団のイラスト及び「ふとん」との文字の映像、枕のイラスト及び「まくら」との文字の映像、シャツのイラスト及び「衣類」との文字の映像並びにソファのイラスト及び「ソファアール」との文字の映像と共に、「ふとんやまくら、衣類やソファアールなど光触媒の効果でず〜っとクリーン」との音声 ・本件商品の商品パッケージ及び本件商品の画像の映像並びに「さよならダニ アレル物質分解ミスト 200mL」、「高性能光触媒」、「無香料」及び「ノンアルコールミスト」との文字の映像と共に、「さよならダニ アレル物質分解ミスト 好評発売中」との音声 ・本件商品を噴霧する画像の映像及び「部屋の明かりでダニアレルギー対策が半永久的に ダニアレル物質を約92%低減」との文字の映像と共に、「何と部屋の明かりで、半永久的にダニアレル物質を低減しちゃーるんです」との音声 ・「半永久的に※効き目が続く秘密！」との文字の映像と共に、「その半永久的に効果が続く秘密とは」との音声 ・「POINT1 光触媒スパイラル！」との文字の映像及び照明のイラストの映像と共に、「光触媒」との文字の映像、桃色の星形多角形のイラストと共に、「アレル物質」との文字の映像、しずくのイラストと共に、「二酸化炭素」との文字の映像、水色の円形のイラストと共に、「水」との文字の映像、桃色の星形多角形のイラストと共に、「アレル物質発生源」との文字の映像並びに桃色の星形多角形及びダニのイラスト並びに「ダニアレル物質を約92%低減」との文字の映像と共に、「POINT1 光触媒スパイラル アレル物質は光触媒の効果により二酸化炭素と水に分解し、ダニアレル物質を約92%低減」との音声 ・「POINT2 部屋の明かりで反応！」との文字の映像及び太陽のイラスト等の映像と共に、「太陽の強い光のみでアレルギー物質を分解」及び「今までの光触媒」との文字の映像並びに照明のイラスト等の映像		に付着したウイルスや菌を分解する効果並びにアレル物質を二酸化炭素及び水に分解し、半永久的にダニアレル物質を約92パーセント低減させる効果

表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	効果
		並びに「部屋の明かりでアレルギー物質を分解」及び「さよならダニの光触媒」との文字の映像と共に、「Point 2 部屋の明かりで反応 今までの光触媒は、太陽の強い光のみで分解していました しかし、さよならダニミストは部屋のわずかな明かりだけで分解ができます」との音声 ・「POINT 3 部屋全体をクリーンに！！」及び「一般的なダニよけスプレー」との文字の映像並びに桃色の星形多角形及びダニのイラストの映像並びに「気になる所にスプレー」、「ダニがいなくなった・・・?」、「しかもアレルギー物質の死がいやフンはそのまま」及び「乾いたらダニが元通り！ガーン」との文字の映像と共に、「Point 3 部屋全体をクリーンに 一般的なダニ除けスプレーは、気になる所にスプレーし、乾いたらダニが元通りに しかし、さよならダニミストは気になる所にスプレーすれば、電気の光で分解 半永久的に効果が持続します」との音声 ・「POINT 4 洗濯しても効き目が続く！！」及び「【Tシャツ（綿70%ポリエステル30%）を液体洗剤で洗濯】」との文字の映像並びに縦軸に「アレル物質分解ミスト残存率【%】」、横軸に「スプレー時」、「洗濯 1回目」、「洗濯 2回目」及び「洗濯 3回目」と記載のある棒グラフのイラストの映像並びに「\r\n25% →変化なし！」との文字の映像と共に、「Point 4 洗濯しても効果が持続 スプレーした後に洗濯をしても25%しか効果が下がらず」との音声 ・本件商品の商品パッケージ及び本件商品の画像の映像並びに「さよならダニ アレル物質分解ミスト 200mL」、「高性能光触媒」、「無香料」及び「ノンアルコールミスト」との文字の映像と共に、「高性能光触媒 さよならダニ アレル物質分解ミスト 好評発売中」との音声 (別添写し3)		

表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	効果
令和5年3月2日から同月20日までの間	「楽天市場」と称するウェブサイトに開設した「こだわり宅配サービス」の表示する自社ウェブサイト	・「くしゃみ・鼻水の原因を分解！」 ・本件商品を持っている人物の画像と共に、「さよならハクション！」及び「さよならダニー SERIES アレル物質分解ミスト」との記載 ・本件商品の画像と共に、「高性能光触媒」、「無香料」、「ノンアルコール」及び「ハウスダスト抑制ミストが登場！」との記載 ・「＼さらに！／さよならダニーの光触媒技術で」との記載、白色の矢印のイラストと共に、「光エネルギー」との記載、花粉の画像と共に、「花粉」との記載、ウイルスの画像と共に、「ウイルス」との記載、菌の画像と共に、「菌」との記載、赤色の円形の画像と共に、「悪臭成分」との記載、吹き出しで「なども分解！」との記載並びに本件商品の画像と共に、「この1本でマルチに対応！」との記載 ・本件商品の商品パッケージ及び本件商品の画像と共に、「アレル物質にさよなら！」及び「さよならダニー SERIES アレル物質分解ミスト」との記載 ・「アレル物質分解の秘密は光触媒！」及び「ミストでコーティングすると・・・」との記載並びに本件商品を噴霧する画像及び桃色の星形多角形のイラストと共に、「＼シュッ！／」との記載 ・「表面に強い殺菌膜が発生！」及び「光を当てると、コーティング面に触れたアレル物質や花粉・ウイルスを水とCO2に分解して無害化！」との記載、白色の矢印のイラストと共に、「水」及び「CO2」との記載並びに照明、桃色の星形多角形等のイラスト ・「こんな種類の明かりで効果あり！」との記載、太陽の画像と共に、「太陽光」との記載、蛍光灯の画像と共に、「蛍光灯」との記載、蛍光灯の画像と共に、「LED」との記載、電球の画像と共に、「白熱灯」との記載、ソファの画像及び桃色の星形多角形のイラストと共に、「ソファ」との記載、じゅうたんの画像及び桃色の星形多角形のイラストと共に、「じゅうたん」との記載、ベッドの画像及び桃色の星形多角形のイ	寝具、ソファ、じゅうたん、ぬいぐるみ、カーテン、寝室、子供部屋、リビング、キッチン及び浴室に噴霧する	本件商品に含まれる光触媒の作用により、寝具等に付着したハウスダスト、ダニ、アレルギー、花粉、ウイルス、菌及び悪臭成分を水及び二酸化炭素に分解して無害化する効果

表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	効果
		ラストと共に、「ベッド」との記載、枕の画像及び桃色の星形多角形のイラストと共に、「まくら」との記載並びに本件商品の画像と共に、「お家の気になる場所にスプレーして明かりをつけるだけ！」との記載 ・「各お部屋にミストを常備してお家をまるごとコーディネート！」との記載並びに本件商品の画像と共に、「寝室」、「子供部屋」、「リビング」、「キッチン」及び「浴室」との記載 ・「Q. 赤ちゃんがつかうぬいぐるみに掛けようか迷っています。口に入れてしまうので心配です。」及び「A. 商品をスプレーし乾燥した後、仮に表面をこするなどした場合も、ナノ粒子が分子間で強く結びつき舞い上がらないため、原料を吸い込んでしまう心配はございません。」 ・「Q. 光源として電球でないと効果はありませんか？最近は節電効果が高いLEDを使用した照明器具が多いと思います。LEDでも効果はありますか？」及び「A. 室内照明光源（蛍光灯もしくはLED照明）でも十分に効果を発揮します。」 ・「■商品名 さよならダニー アレル物質分解ミスト」 ・「■用途 寝具、カーペット、布製ソファ、カーテン、畳、ぬいぐるみなどに付着したダニのフン、死がいなどのアレル物質対策に。」 ・「■使用目安 ●洗濯の都度、または週1～2回の使用をおススメいたします。※洗濯物が濡れた状態でスプレーして頂くと効果的です。【使用例】枕：約2回、洋服：約4回、畳一畳：約10回、布団：約10回」 (別添写し4)		

消表対第 7 0 6 号

令和 7 年 3 月 1 4 日

株式会社イースマイル

代表取締役 仲村 淳 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「さよならダニースプレーワンプッシュ式」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っている又は行っていたので、景品表示法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、本件商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく行っている次に掲げる表示をしている行為を速やかに取りやめなければならない。

本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも令和 5 年 1 0 月 2 5 日以降、商品パッケージにおいて、例えば、「\ダニが逃げだす！よりつかない／」、「たった 1 プッシュ※¹でダニよけ 効果約 1 ケ月※²」等と、別表 1「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、寝具、カーペット、布製ソファ、畳、押入れ及び車の中に本件商品を噴霧するだけで、本件商品に含まれる成分の作用により、寝具等にダニを 1 か月間寄せ付けない効果が得られるかのように示す表示

- (2) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、遅くとも令和 5 年 1 0 月 2 5 日以降、商品パッケージにおいて、「\ダニが逃げだす！よりつかない／」、「たった 1 プッシュ※¹でダニよけ 効果約 1 ケ月※²」等と表示するなど、別表 2「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同表「使用方法」欄記載のとおり本件商品を使用するだけで、同表「効果」欄記載のとおりの効果が得られるかの

ように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (4) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (5) 貴社は、前記(1)に基づいてとった措置、前記(2)に基づいて行った周知徹底及び前記(3)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社イースマイル（以下「イースマイル」という。）は、東京都港区南青山四丁目16番11号R-SQUARE 201号室に本店を置き、日用雑貨等の製造及び販売等の事業を行う事業者である。
- (2) イースマイルは、本件商品を自ら又は小売業者を通じて、一般消費者に販売している。
- (3) イースマイルは、本件商品に係る別表2「表示媒体」欄記載の表示媒体の表示内容を自ら決定している。
- (4)ア イースマイルは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、遅くとも令和5年10月25日以降、商品パッケージにおいて、「＼ダニが逃げだす！よりつかない／」、「たった1プッシュ※¹でダニよけ 効果約1ヶ月※²」等と表示するなど、別表2「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同表「使用方法」欄記載のとおり本件商品を使用するだけで、同表「効果」欄記載のとおり効果が得られるかのように示す表示をしている又は表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、イースマイルに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、イースマイルは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、イースマイルが自己の供給する本件商品の取引に関し行っている又は行っていた表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、景品表示法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしている又は表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注） 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容
・「さよならダニー スプレー」 ・「家族にやさしいダニよけ」 ・「ワンプッシュ式」及び「\ダニが逃げだす！よりつかない／」 ・ダニのイラストと共に、「Sayonara Danny One Push Spray」との記載 ・「ふとん・まくら カーペット 布製ソファに」 ・「たった1プッシュ※¹でダニよけ 効果約1ヶ月※²」 ・「●殺虫成分不使用 配合特許申請中 お子様やペットにやさしいお家のダニ対策」 ・3人の人物及び犬がリビングで過ごしているイラスト及びダニが逃げ出すイラストと共に、「ダニが逃げだす！よりつかない！」との記載 ・「使用方法」との記載並びに本件商品をベッドに向けて噴霧するイラストと共に、「1プッシュでシュパッと広がる すぐに乾いてべたつかない」、「プッシュボタンを押すと、一定量がスプレーされます。1mの距離から、寝具シングルサイズにつき1プッシュしてください。」及び「まくら ベッド ふとん ソファ カーペット 畳 押入れ 車の中」との記載 ・「品名：ダニよけスプレー」及び「用途：屋内塵性ダニ類のよけ」 (別添写し1)

別表2

表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	効果
遅くとも令和5年10月25日以降	商品パッケージ	・「さよならダニー スプレー」 ・「家族にやさしいダニよけ」 ・「ワンプッシュ式」及び「ダニが逃げだす！よりつかない／」 ・ダニのイラストと共に、「Sayonara Danny One Push Spray」との記載 ・「ふとん・まくら カーペット 布製ソファに」 ・「たった1プッシュ※¹でダニよけ 効果約1ヶ月※²」 ・「●殺虫成分不使用 配合特許申請中 お子様やペットにやさしいお家のダニ対策」 ・3人の人物及び犬がリビングで過ごしているイラスト及びダニが逃げ出すイラストと共に、「ダニが逃げだす！よりつかない！」との記載 ・「使用方法」との記載並びに本件商品をベッドに向けて噴霧するイラストと共に、「1プッシュでシェパットと広がる すぐに乾いてべたつかない」、「プッシュボタンを押すと、一定量がスプレーされます。1mの距離から、寝具シングルサイズにつき1プッシュしてください。」及び「まくら ベッド ふとん ソファ カーペット 畳 押入れ 車の中」との記載 ・「品名：ダニよけスプレー」及び「用途：屋内塵性ダニ類のよけ」 (別添写し1)	寝具、カーペット、布製ソファ、畳、押入れ及び車の中に噴霧する	本件商品に含まれる成分の作用により、寝具等にダニを1か月間寄せ付けない効果
令和5年9月8日から同月13日までの間	「さよならダニー」と称する自社ウェブサイト	・「ワンプッシュするだけでダニが逃げ出しよりつかない！ さよならダニー スプレーワンプッシュ式」 ・「寝具 カーペット 布製ソファカーテン たたみ ぬいぐるみ 衣類」 ・「※週に1～2回の使用をおススメいたします。」 ・本件商品の商品パッケージの画像 (別添写し2)	寝具、カーペット、布製ソファ、カーテン、畳、ぬいぐるみ及び衣類に噴霧する	寝具等にダニを寄せ付けない効果
令和5年9月	「楽天市	・本件商品を噴霧する画像と共に、「ワンプッシュで一気にダニよけ！」との	寝具、玄関マッ	本件商品に含ま

表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	効果
月8日から同年10月2日までの間	「場」と称するウェブサイトに開設した「こだわり宅配便 s p o n s o r e d b y e - S m i l e」と称する自社ウェブサイト	記載及びダニのイラストと共に、「ぎゃあゝあゝあゝ」との記載 ・「日中も夜間もずっとダニよせつけけない！」との記載、ダニの画像と共に、「使用前」及び「うじゃあゝあゝ」との記載並びに矢印のイラストと共に、「使用後」及び「ダニが嫌がる“安全性の高いダニよけ成分”が煙のように広がり、生きたダニを忌避＋よりつきにくくします。」との記載 ・「3Dダニ捕りシートと併用使いで」との記載、「さよならダニー」と称する商品パッケージ及び同商品の画像と共に、「3Dダニ捕りシート」との記載並びに本件商品の商品パッケージの画像と共に、「ワンプッシュ式」及び「徹底 W ^{ダニ}ダニ対策！」との記載 ・「『全部の空間から排除して！！』」との記載、本件商品の画像と共に、「そんなお客様のお声から生まれました。どんな時でも どんな場所でも」との記載並びにスリッパを履いた人物、じゅうたん、ぬいぐるみ、畳、スリッパ、犬、子供、テント、椅子及び和室の画像と共に、「あらゆる空間をダニよけ！！」との記載 ・「そんな、ダニの習性を応用」、「まずは」及び「表面のダニをよけよう！」との記載、本件商品を噴霧するイラストと共に、「ダニが嫌いな匂い」及び「繊維にフタをすることが重要！」との記載並びにダニのイラストと共に、「ぎゃあゝあゝあゝ」及び「いやあゝあゝあゝ」との記載 ・「表面にスプレーでフタをすることで、良い匂いがするシートへダニがどんな入る」及び「そして、シートへ追い込み生きたダニ 逃さない！」との記載、ダニ及び本件商品を噴霧するイラストと共に、「出てこれない」、「ダニが嫌いな匂い」及び「ダニよけ成分で表面にフタをする」との記載並びにダニのイラスト及び「さよならダニー」と称する商品の画像と共に、「＋」、「追い込む」、「ダニが好きな匂い」、「よけたダニは3Dシートで捕獲」及び「W ^{ダニ}使いでダニ対策も2倍！」との記載 ・「ワンプッシュ式なら」及び「どんな時どんな場所でも」との記載、スリッパの画像と共に、「玄関マット・スリッパ」との記載、ぬいぐるみの画像と	ト、スリッパ、ぬいぐるみ、畳、椅子、クッション、ソファ、カーペット、クロ一ゼット、家具の下、部屋の隅、ペットがいる所、洋服ダンス、チャイルドシート、キャンペーン用品及び衣類に噴霧する	れる成分の作用により、寝具等にダニを1か月間寄せ付けない効果

表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	効果
		共に、「ぬいぐるみ」との記載、畳の画像と共に、「畳」との記載、子供の画像と共に、「チャイルドシート」との記載、テントの画像と共に、「キャンプ用品」との記載並びに椅子の画像と共に、「椅子・クッション」及び「シユツとするだけ簡単防ダニ！」との記載 ・「ワンプッシュ式」のここがすごい！」との記載並びにダニの画像と共に、「①効果約1ヶ月」及び「③殺虫成分0ゼロ 配合特許申請中」との記載 ・「さよならダニー」と称する商品の商品パッケージ及び同商品の画像と共に、「さよならダニー 3Dダニ捕りシートと併用で」との記載並びに本件商品を噴霧する画像と共に、「生活空間まるごと徹底ダニ対策！」との記載 ・「×洗濯や天日干しはダニが残る ×叩くと死骸やフンが舞い上がる ×ベタベタしたり面倒なのはイヤ」との記載、手を頭に当てている人物の画像と共に、「もう、どうやって対策したら・・・そんなお悩み」との記載並びに本件商品を噴霧する画像と共に、「シュパ！ツと1プッシュで解決」及び「さよならダニースプレーワンプッシュ式」との記載 ・「①殺虫成分不使用 配合特許申請中」 ・「使用おすすめスポット」との記載、住居内の画像と共に、「ベッド 家具の下 畳 ほこりの溜まりやすい部屋の隅 ソファ カーペット」との記載、ダニのイラストと共に、「ペットがいる所、洋服ダンスも要注意！」及び「効果範囲 1プッシュでふとん1枚分！ ＊6畳あたり4プッシュ 有効期間：1ヶ月」との記載、ベッドに向けて本件商品を噴霧するイラストと共に、「1プッシュでシュパツと広がる」、「すぐに乾いてべたつかない」及び「こんなところもおすすめ！」との記載、ベッドの画像と共に、「宿泊時の寝具」との記載、浴衣の画像と共に、「お部屋着」との記載、寝袋の画像と共に、「キャンプ用品」及び「持ち運びに便利だからいつでもどこでもダニよけ！ だから どんな時どんな場所でも」との記載並びにじゅうたん、ぬいぐるみ、畳、子供、テント、椅子の画像及びダニのイラストと共に、「ワンプッシュでダニのお悩みさよなら〜！」との記載		

表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	効果
		・「ワンプッシュするだけでダニが逃げ出しよりつかない」 (別添写し3)		

消表対第 7 0 7 号
令和 7 年 3 月 1 4 日

株式会社イースマイル
代表取締役 仲村 淳 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「さよならハクション」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っている又は行っていたので、景品表示法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、本件商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく行っている次に掲げる表示をしている行為を速やかに取りやめなければならない。

本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも令和 5 年 1 0 月 2 5 日以降、商品パッケージにおいて、例えば、「スプレーするだけ 1 ヶ月持続」、「ダニのフン 死がい そして花粉 掃除しきれないハウスダストを抑制」、「●ハウスダスト※₃を包み込んで分解！ 抗アレルギー物質成分『アレルギープラス』配合」、「●殺虫成分不使用のダニよけ※₁ お子様やペットにやさしい！」、「●除菌・消臭効果※₄」等と、別表 1 「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、寝具、衣類、カーペット、布製ソファ、車の中及びぬいぐるみに本件商品を噴霧するだけで、本件商品に含まれる成分の作用により、1 か月間、寝具等に付着したダニのフン、死骸、花粉、ほこり等のハウスダストを分解し抑制する効果、ダニを寄せ付けない効果及び除菌・消臭効果が得られるかのように示す表示

- (2) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、遅くとも令和 5 年 1 0 月 2 5 日以降、商品パッケージにおいて、「スプレーするだけ 1 ヶ月持続」、「ダ

ニのフン 死がい そして花粉 掃除しきれないハウスダストを抑制」、「●ハウスダスト※₃を包み込んで分解！ 抗アレル物質成分『アレルGプラス』配合」、「●殺虫成分不使用のダニよけ※₁ お子様やペットにやさしい！」、「●除菌・消臭効果※₄」等と表示するなど、別表2「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同表「使用方法」欄記載のとおり本件商品を使用するだけで、同表「効果」欄記載のとりの効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (4) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (5) 貴社は、前記(1)に基づいてとった措置、前記(2)に基づいて行った周知徹底及び前記(3)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社イースマイル（以下「イースマイル」という。）は、東京都港区南青山四丁目16番11号R-SQUARE201号室に本店を置き、日用雑貨等の製造及び販売等の事業を行う事業者である。
- (2) イースマイルは、本件商品を自ら又は小売業者を通じて、一般消費者に販売している。
- (3) イースマイルは、本件商品に係る別表2「表示媒体」欄記載の表示媒体の表示内容を自ら決定している。
- (4)ア イースマイルは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、遅くとも令和5年10月25日以降、商品パッケージにおいて、「スプレーするだけ 1ヶ月持続」、「ダニのフン 死がい そして花粉 掃除しきれないハウスダストを抑制」、「●ハウスダスト※₃を包み込んで分解！ 抗アレル物質成分『アレルGプラス』配合」、「●殺虫成分不使用のダニよけ※₁ お子様やペットにやさしい！」、「●除菌・消臭効果※₄」等と表示するなど、別表2「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同表「使用方法」欄記載のとおり本件商品を使用するだけで、同

表「効果」欄記載のとおり効果が得られるかのように示す表示をしている又は表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、イースマイルに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、イースマイルは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、イースマイルが自己の供給する本件商品の取引に関し行っている又は行っていた表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、景品表示法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしている又は表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注） 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表 1

表示内容
・「さよならハクション」 ・「ハウスダスト抑制」、「ダニのフン・死がい」、「花粉」及び「ダニよけ※₁」 ・「スプレーするだけ 1ヶ月持続」 ・「さよならダニー ハウスダスト抑制ミスト」 ・ダニのイラスト等と共に、「さよならダニー ハウスダスト抑制ミスト さよならハクション」、「月に一度の『簡単!』対策」及び「効果持続1ヶ月※₂」との記載 ・桃色の星形多角形のイラストと共に、「ダニのフン 死がい そして花粉 掃除しきれないハウスダストを抑制」との記載 ・本件商品を噴霧するイラストと共に、「●ハウスダスト※₃を包み込んで分解! 抗アレルギー物質成分『アレルGプラス』配合」、「●殺虫成分不使用のダニよけ※₁ お子様やペットにやさしい!」、「●除菌・消臭効果※₄」及び「まくら ベッド ふとん 衣類 カーペット 布製ソファ 車の中 めいぐるみ」との記載 ・「使用前」及び「室内のハウスダストが舞い上がり侵入」との記載、灰色の楕円形のイラスト等と共に、「ほこり ダニのフン ダニの死がい 花粉」、「使用后」及び「ハウスダストの形が変わり、よせつけない!」との記載並びに薄橙色の楕円形のイラスト等と共に、「ほこり ダニのフン ダニの死がい 花粉」との記載 ・「スプレーするだけ 効果約1ヶ月※₁」、「『ハウスダスト※₂抑制』&『ダニよけ』」、「ハウスダストを包み込んで、分解 抗アレルギー物質成分『アレルGプラス』配合」、「やさしいダニよけ」及び「除菌・消臭※₃」 ・「*ふとん・ベッドはシーツをかける前の本体にもスプレーすると効果的です。」 ・「まくら カーペット ふとん 布製ソファ ベッド 衣類」 ・「品名:ハウスダスト抑制・ダニよけスプレー」

(別添写し1)

別表2

表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	効果
遅くとも令和5年10月25日以 降	商品パッケージ	・「さよならハクシオン」 ・「ハウスダスト抑制」、「ダニのフン・死がい」、「花粉」及び「ダニよけ※₁」 ・「スプレーするだけ 1ヶ月持続」 ・「さよならダニー ハウスダスト抑制ミスト」 ・「ダニのイラスト等と共に、「さよならダニー ハウスダスト抑制ミスト さよならハクシオン」、「月に一度の『簡単!』対策」及び「効果持続1ヶ月※₂」との記載 ・桃色の星形多角形のイラストと共に、「ダニのフン 死がい そして花粉 掃除しきれないハウスダストを抑制」との記載 ・本件商品を噴霧するイラストと共に、「●ハウスダスト※₃を包み込んで分解! 抗アレルギー成分『アレルGプラス』配合」、「●殺虫成分不使用のダニよけ※₁ お子様やペットにやさしい!」、「●除菌・消臭効果※₄」及び「まくら ベッド ふとん 衣類 カーペット 布製ソファ 車の中 ぬいぐるみ」との記載 ・「使用前」及び「室内のハウスダストが舞い上がり侵入」との記載、灰色の楕円形のイラスト等と共に、「ほこり ダニのフン ダニの死がい 花粉」、「使用後」及び「ハウスダストの形が変わり、よせつけない!」との記載並びに薄橙色の楕円形のイラスト等と共に、「ほこり ダニのフン ダニの死がい 花粉」との記載 ・「スプレーするだけ 効果約1ヶ月※₁」、「『ハウスダスト※₂抑制』&『ダニよけ』」、「ハウスダストを包み込んで、分解 抗アレルギー成分『アレルGプラス』配合」、「やさしいダニよけ」及び「除菌・消臭※₃」 ・「*ふとん・ベッドはシーツをかける前の本体にもスプレーすると効果的です。」 ・「まくら カーペット ふとん 布製ソファ ベッド 衣類」	寝具、衣類、カーペット、布製ソファ、車の中及びぬいぐるみに噴霧する	本件商品に含まれる成分の作用により、1 か月間、寝具等に付着したダニのフン、死骸、花粉、ほこり等のハウスダストを分解し抑制する効果、ダニを寄せ付けられない効果及び除菌・消臭効果

表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	効果
令和5年9月7日から同年11月27日までの間	「さよならダニー」と称するウェブサイト	・「品名：ハウスダスト抑制・ダニよけスプレー」 (別添写し1) ・「ハウスダストを固めて抑制！ さよならハクシオン」 ・「寝具 カーペット 布製ソファ カーテン たたみ ぬいぐるみ 衣類」 ・「※週に1～2回の使用をおススメいたします。」 ・本件商品の商品パッケージの画像 ・本件商品の画像及び本件商品を噴霧する画像 ・「特長」、「01 ハウスダストの光触媒舞い上がりを防止！」及び「ダニのフン・死がい、花粉など微粒子を固めて舞い上がりにくくします。」との記載、ソファ、桃色の星形多角形及び本件商品を噴霧するイラストと共に、「1 布製品にスプレー」との記載並びに丸で囲まれた桃色の星形多角形のイラストと共に、「2 花粉（ハウスダスト）を包み込む」との記載 ・「02 ハウスダスト抑制効果！ 98.9%低減」との記載及び水色の丸の中で桃色の星形多角形がびび割れているイラストと共に、「抗アレルギー成分『アレルGプラス』配合！ 包み込んで固めることで アレル物質としての機能を失わせます。」との記載 ・「03 ダニよけ効果！」及び「アレルギー発生の最大の原因、ダニをよせつけません。」との記載並びに3人の人物及び犬がリビングで過ごしているイラストと共に、本件商品を噴霧してダニが逃げ出すイラスト ・「除菌消臭効果」 ・「抑制のメカニズム」との記載並びに本件商品を噴霧するイラストと共に、「01 シュツとして」、「部屋の気になる所にシュツとスプレーするだけ！」、「02 固めて」、「ハウスダストの舞い上がりを防止！」、「03 抑制する」及び「アレルギーとしての機能を失わせる！」との記載 ・「01 シュツとして」及び「『さよならハクシオン』をハウスダストが気になる箇所にご使用ください。ボトルを軽く振ってから、スプレーの先端	寝具、カーペット、布製ソファ、カーテン、畳、ぬいぐるみ及び衣類に噴霧する	本件商品に含まれる成分の作用により、1か月間寝具等に付着したダニのフンや死骸、花粉、菌、カビ等のアレル物質を分解し抑制することで、ハウスダストを98.9パーセント低減させる効果、ダニを寄せ付けない効果及び除菌・消臭効果

表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	効果
		部分を【ON】にしてください。対象物から30～40cm離し、全体が湿り気をおびる程度スプレーします。」との記載、本件商品をベッドに向けて噴霧するイラスと共に、「まくら・ふとんに」との記載、本件商品をTシャツに噴霧するイラスと共に、「お洋服に」との記載並びに本件商品をソファに噴霧するイラスと共に、「ソファやカーペットに」、「効果は1ヶ月！月に1度のご使用でOK!」、「スプレー目安：寝具シングルサイズにつき8回」、「洗濯の都度、または週1～2回の使用がおススメです。」及び「※洗濯物が濡れた状態でスプレーしていただくと効果的です。」との記載 ・「02 固めて」及び「ダニのフンや死がい、花粉、菌、カビなどのアレル物質を電荷が吸着し、固めて舞い上がりにくくします。」との記載、桃色の星形多角形及び「H」の周りに「+」が二つずつあるイラスと共に、「アレル物質」との記載並びに「さよならハクション」と書かれた水色の楕円及び「OH」の周りに「-」が二つずつあるイラスと共に、「アレル物質のタンパク質（+）が電荷（-）の力で引き寄せられる。」との記載 ・「03 抑制する」及び「固めたアレル物質を分解して、抑制。抑制されたアレル物質は舞い上がっても鼻ぐず※の原因になりません。 ※鼻の不快感のこと」との記載並びに桃色の星形多角形等のイラスと共に、「さよならハクション」、「吸い込んでも無害な物質に変化」、「アレル物質のタンパク質の一部がハクションに引き抜かれてH₂O（水）になり、抑制される。」及び「約1ヶ月間、抑制効果が持続!」との記載 (別添写し2)		
令和5年9月8日から同年10月13日まで の間	「楽天市場」と称するウェブサイトに開設した「こだ	・「さよならハクションを よく過ごす場所にスプレー!」との記載、本件商品を噴霧する画像と共に、「ソファに」との記載、本件商品を噴霧する人物の画像と共に、「カーペットに」との記載、ぬいぐるみの画像と共に、「ぬいぐるみに」との記載並びにベッドで寝ている人物の画像と共に、「ベッドに」との記載	寝具、カーペット、衣類、車の中、布製ソファ及びぬいぐるみに噴霧する	本件商品に含まれる成分の作用により、1か月間空気中のアレルゲンを分解及

表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	効果
	わり宅配便 s p o n s o r e d b y e e - S m i l e」と称す る自社ウエ ブサイト	・「お家に潜むハウスダストを98.9%低減！」との記載並びに本件商品及び手を広げている人物の画像と共に、「驚くくらい くしゃみ・鼻水が止まる!!!」との記載 ・「高評価レビュー続出!!!★★★★★」、「くしゃみ、鼻水のすごかった息子がはじめて使った日、全く出ませんでした!」及び「さっきまでくしゃみをしていた人が嘘のようになくなりました。」 ・「Point 1 ハウスダストを吸い込む前に無害化する新技術」との記載、ソファ、桃色の星形多角形及び本件商品を噴霧するイラストと共に、「1 布製品にスプレー」との記載、丸で囲まれた桃色の星形多角形のイラストと共に、「2 ハウスダストを包み込み」との記載、水色の丸の中で桃色の星形多角形がひび割れているイラストと共に、「3 分解して無害化!」、「ハウスダスト低減率98.9%」及び「分解されたハウスダストは吸い込んで悪さをしない物質に変化」との記載、吹き出しで「なにもしないと・・・」との記載及び人物の横顔のイラストと共に、「吸い込むと くしゃみが出る」との記載並びに吹き出しで「さよならハクション使用」との記載及び人物の横顔のイラストと共に、「分解され無害化」、「吸い込んでOK」及び「くしゃみ・鼻水さよなら!!!」との記載 ・「Point 2 ダニよけ効果」との記載、ダニのイラストと共に、「ダニの」との記載、黒い物体のイラストと共に、「フン」との記載、ダニのイラストと共に、「死がいい」、「すべてがハウスダスト!」及び「さよならハクションはダニアレルゲン低減率97%」との記載並びに3人の人物及び犬がリビングで過ごしているイラストと共に、本件商品を噴霧してダニが逃げ出すイラスト及び「ダニの増殖を防ぐ」との記載 ・「さよならハクションはたった1本で」、「ダニよけ×ハウスダスト抑制×除菌・消臭」及び「これ一本で全部OK!!!」との記載並びに本件商品の商品パッケージの画像と共に、「ハウスダスト抑制効果◎」、「ダニよけ効果◎」及び「除菌・消臭効果◎」との記載		び無害化するこ とによりハウス ダストを98.9 パーセント低 減させ抑制する ことで、くしゃ み及び鼻水の症 状が改善する効 果、ダニを寄せ 付けず、ダニの 増殖を防ぐこと により、ダニア レルゲンを97 パーセント低減 させる効果並び に除菌・消臭効 果

表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	効果
		・人物の画像と共に、「＼家族みんなです使える安心安全なスプレー／」及び「除菌消臭効果」との記載 ・本件商品の画像と共に、「布製品にスプレーするだけ！」との記載並びにベッド、ぬいぐるみ及びスリッパの画像並びに水色の丸の中で桃色の星形多角形がびび割れているイラストと共に、「おすすめの使用場所 まくら ベッド カーペット ふとん 衣類 車の中 布製ソファ ぬいぐるみ」及び「抑制効果 1 ヶ月」との記載 ・「さよならダニー 3 Dシートと併用使いで効果が増幅！」との記載並びに「さよならダニー」と称する商品の商品パッケージ及び同商品の画像並びに本件商品の商品パッケージの画像と共に、「完璧なダニ対策が可能！」との記載 ・「おすすめ使用方法」との記載、ベッドに向けて本件商品を噴霧するイラストと共に、「2」及び「布団、まくらにさよならハクションをスプレーする。」との記載、ベッド、「さよならダニー」と称する商品及びダニのイラストと共に、「3」、「ダニよけ効果 1 ヶ月」及び「ダニよけ効果で逃げたダニはシートのシートへ逃げ込む。」との記載並びにベッドの画像と共に、「4」、「発生したアレルゲンは、ミストが分解除去。」及び「完璧対策で鼻水・くしゃみさよなら！」との記載 ・「■商品名 さよならハクション」及び「■概要 ハウスダスト抑制・ダニよけスプレー」 ・「■効果 1 ヶ月」 ・「※ふとん・ベッドはシートをかける前の本体にもスプレーすると効果的です。」 ・「商品仕様 対象害虫 ダニ」 (別添写し 3)		

消表対第 7 0 8 号

令和 7 年 3 月 1 4 日

株式会社スマイルコミュニケーションズ

代表取締役 吉本 昌広 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「さよならダニー」と称する商品（以下「本件商品①」という。）及び「さよならダニーデラックス」と称する商品（以下「本件商品②」という。）の各商品（以下これらを併せて「本件 2 商品」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、景品表示法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件 2 商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件 2 商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、本件商品①について、令和 6 年 6 月 2 5 日から同年 7 月 3 日までの間、「楽天市場」と称するウェブサイト開設した「FUNS MARKET」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、「1 シートあたりのダニの捕獲力 2 6 万匹」、「誘引剤 ダニが好むフェロモンの香り」等と表示するなど、別表「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同表「使用方法」欄記載のとおり同表「対象商品」欄記載の商品を使用するだけで、同表「効果」欄記載のとおり効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、それぞれ、本件 2 商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件 2 商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとな

る合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 貴社は、今後、本件2商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。

(4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

(1) 株式会社スマイルコミュニケーションズ（以下「スマイルコミュニケーションズ」という。）は、東京都渋谷区恵比寿西一丁目16番15号EBISU-WEST5階に本店を置き、日用雑貨等の販売等の事業を行う事業者である。

(2) スマイルコミュニケーションズは、本件2商品を自ら又は小売業者を通じて、一般消費者に販売している。

(3) スマイルコミュニケーションズは、本件2商品に係る別表「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所の表示内容を自ら決定している。

(4)ア スマイルコミュニケーションズは、本件2商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、本件商品①について、令和6年6月25日から同年7月3日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「1シートあたりのダニの捕獲力 26万匹」、「誘引剤 ダニが好むフェロモンの香り」等と表示するなど、別表「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同表「使用方法」欄記載のとおり同表「対象商品」欄記載の商品を使用するだけで、同表「効果」欄記載のとおり効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、それぞれ、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、スマイルコミュニケーションズに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、スマイルコミュニケーションズは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、スマイルコミュニケーションズが自己の供給する本件2商品の取引に関し行っていた表示は、それぞれ、景品表示法第7条第2項の規定により、景品表示

法第5条第1号に規定する、本件2商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注） 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
本件商品①	令和6年6月25日から同年7月3日までの間	「楽天市場」と称するウェブサイトに開設した「FURNIS MARKET」と称する自社ウェブサイト	・本件商品①の商品パッケージ及び本件商品①の画像 ・本件商品①の商品パッケージ及び本件商品①の画像と共に、「現行品」、「1シートあたりのダニの捕獲力 26万匹」、「誘引剤 ダニが好む フェロモンの香り」、「素材 発泡ウレタン」及び「枚数 お試し 4枚入り」との記載 ・本件商品①の商品パッケージ及び人物が本件商品①を手に持っている画像と共に、「正しいダニ対策をするなら!」、「置いて」、「集めて」、「捨てるだけ」、「さよならダニー」及び「私も愛用中!」との記載 ・「第三者機関でも捕獲力実証!」、「11, 785匹のダニを投入して48時間後の捕獲数を調査」、「2D」、「弊社試験品 9匹」、「3D構造」及び「さよならダニー 7, 409匹」との記載、矢印のイラストと共に、「約823倍!」との記載、複数の物体の画像と共に、「シート内部」との記載、白い物体の画像と共に、吹き出しで「アレルギーの原因 ヒョウヒダニ」との記載並びに薄黄色の画像と共に、吹き出しで「人を刺す ツメダニ」との記載 ・人物の画像及びダニのイラストと共に、「さよならダニーが選ばれる4つの理由」及び「1 特許取得済の3D構造」との記載並びに本件商品①の断面、ダニ及び矢印のイラストと共に、「360° ござそり捕獲」、「2 第三者機関でも捕獲力実証」、「2Dシートと比較して約823倍の捕獲数」、「4 簡単だから続けやすい」及び「置いて、集めて、2ヶ月後に捨てるだけ」との記載 ・「理由①」及び「<u>特許登録済</u> ふわふわ 3D構造」との記載並びに本件商品①の画像並びに本件商品①の断面及びダニのイラストと共に、「シート断面 拡大イメージ」、「不織布」、「発泡ウレタ	寝具、クローゼット、ソファ、カーペット、畳、ペットがいる所及び洋服ダンスに設置する	本件商品①に含まれる誘引剤が寝具等に生息しているダニを誘引することにより、約2か月間で本件商品①のシート1枚当たり26万匹捕獲される効果

対象商品	表示期間	表示媒体・ 表示箇所	表示内容	使用方法	効果
			ン」及び「強力粘着部（ダニが好きなフェロモン入り）」との記載 ・「ここがすごい① 360° ござり捕獲!」、「シート比較」及び「2D構造（平面）」との記載、シート上にダニ等がいるイラストと共に、「粘着部にホコリが吸着しやすい ダニが入口で捕まり、奥まで入れない・・・」及び「3D構造（立体）」との記載並びに本件商品①の断面、ダニ及び矢印のイラストと共に、「厚みがある 奥までどんどんダニが入っていく!!!」との記載 ・「ここがすごい② 入ったら逃げられない!」との記載、ダニのイラストと共に、「強力粘着に捕まる」、「動けない」、「おなかすいた」及び「迷路から出られない」との記載並びにダニのイラスト並びに生存率及び経過時間を記載した右肩下がりのグラフと共に、「動けなくなつたダニは2時間以内に餓死!」、「生存率0%」及び「※第三者機関でも実証済み」との記載 ・「理由②」、「第三者機関でも捕獲力実証!」、「11, 785匹のダニを投入して48時間後の捕獲数を調査」、「2D」、「弊社試験品9匹」、「3D構造」及び「さよならダニー 7, 409匹」との記載、矢印のイラストと共に、「約823倍!」との記載並びに本件商品①の断面のイラスト及び複数の物体の画像と共に、「シート内部分」、「うじゃあゝ あゝ」及び「1ヶ月で約10万匹捕獲!!!」との記載 ・「設置おすすめスポット」との記載、住居内の画像と共に、「おすすめ度★★★★★ マットレス 2枚」、「おすすめ度★★★★★ 掛け布団 1枚」、「おすすめ度★★★★★ 枕 1枚」、「おすすめ度★★★★★ クローゼット 4枚〜」、「おすすめ度★★★★★ ソファ 1枚」及び「おすすめ度★★★★★ カーペット・畳 1枚」との記載、ダニのイラストと共に、「ペットがいる所、洋服ダンスも要注		

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
			意！、「効果範囲 シングルベッド1枚につき2枚（1メートル程度離す）」及び「有効期間：2ヶ月」との記載並びにベッド及びダニのイラスト並びに本件商品①の画像と共に、「1メートル離す」との記載 ・「Q. 効果があるダニは何ですか？」及び「A. 屋内性のダニ（チリダニ・ツメダニ・コナヒョウダニ）に効果があります。屋外性のダニには効果がありません」 ・「Q. 他のダニシートと何が違いますか？」及び「A. 捕獲する構造が違います。一般的なダニシートは平面なのに対して、さよならダニーは特許登録済の3D構造です。3D構造ではダニを360度から捕獲することができます。さらに平面シートで課題だった粘着力が弱まる心配もありません。粘着力が落ちないただ一つのダニ捕獲商品です。捕獲することで内部でもダニが繁殖しません。」 ・本件商品①の商品パッケージ及び本件商品①の画像と共に、「ダニ対策といえば！」との記載 ・「置いて・集めて・捨てるだけ♪季節の変わり目、衣替え時にしっかりダニ対策を！」 (別添写し1)		
本件商品②	令和5年11月24日から令和6年1月8日までの間	「Make」と称するクラウドファンディングキャンペーンに開設したウェブサイトを	・本件商品②の画像及びダニのイラストと共に、「史上最強 ダニ捕獲力」、「これ1枚置くだけで 57万匹」、「さよならダニー DX デラックス」及び「※さよならダニーシリーズ史上。ダニ捕獲性能比」との記載 ・「さよならダニーが進化して登場！シリーズ史上最高の捕獲力！さよならダニーDX」 ・「① 4年連続売り上げNo.1！累計販2000万枚以上！ダニ対策のパイオニア『さよならダニー』が進化！」、「② シリーズ史上	寝具、クローゼット、タンス、ぬいぐるみ、ソファ、カーペット、畳及びペットベッドに設置する	本件商品②に含まれる誘引剤が寝具等に生息しているダニを誘引することにより、2か月間で本件商品②のシート1枚当たり

対象商品	表示期間	表示媒体・ 表示箇所	表示内容	使用方法	効果
			最高の捕獲力！現行品の2.1倍！1シートで57万匹も捕獲！殺虫成分不使用で優しい」及び「③ コンパクトだから家中あらゆる場所で活躍！ダニ対策を始めるなら今がベスト！」 ・「ダニ対策の決定版！！」との記載並びに本件商品①の商品パッケージの画像と共に、「3Dダニ捕りシートのパイオニア さよならダニーが パワーアップしてリニューアル！！」及び「お家のダニ対策のパイオニア『さよならダニー』の挑戦。ダニを1匹でも多く捕るために日々研究・検証を繰り返したどり着いた新たな答ええ！」との記載 ・「シリーズ史上最強の捕獲力」との記載並びに人物が驚く画像と共に、「驚くほど捕れ過ぎる！！」及び「さよならダニー DXデラックス」との記載 ・「ダニ大喜びで2.1倍※捕れちゃう」との記載並びにダニのイラストと共に、「SAYONARA! DANNY!!!」及び「※『さよならダニー』とのシートのダニ捕獲性能比」との記載 ・「1枚で57万匹捕獲 ※シート1枚に捕獲できるダニ数（シートの性能）。」との記載 ・人物の手、本件商品②及び敷布団の画像と共に、「簡単！気になるところに置くだけ」との記載 ・「家中のあらゆる場所で大活躍」との記載、住居内の画像と共に、「寝具」との記載、人物の手、本件商品②及び敷布団の画像と共に、「敷布団 危険指数★★★★★」との記載、人物の手、本件商品②及び枕の画像と共に、「まくら 危険指数★★★★★」との記載、「リビング」との記載、人物の手、本件商品②及びソファの画像と共に、「ソファ 危険指数★★★★★」との記載、人物の手、本件商品②及びカーペットの画像と共に、「カーペット 危険指数★★★★★」と		57万匹捕獲される効果

対象商品	表示期間	表示媒体・ 表示箇所	表示内容	使用方法	効果
			の記載、衣類がハンガーに掛かっている画像と共に、「クローゼット 危険指数★★★★」との記載、タンスの画像と共に、「タンス 危険指数★★★★」との記載、人物の手、本件商品②及びぬいぐるみの画像と共に、「ぬいぐるみ 危険指数★★★★」との記載、人物の足及び畳の画像と共に、「畳 危険指数★★★★」との記載並びに犬及び犬の寝具の画像と共に、「ペットベッド 危険指数★★★★」との記載 ・本件商品②の画像及びダニのイラストと共に、「強力W誘引 ダニだけが好む香り×好物系誘引剤」との記載 ・「がちり捕獲して逃さない！」との記載及びダニのイラストと共に、「3D構造の粘着層がダニを強力捕獲 殺虫成分不使用」などの記載 ・「あとは捨てるだけ！」との記載並びに人物の手、本件商品②及びゴミ箱の画像並びにダニのイラストと共に、「家中のダニとさよなら！」、「b y e b y e !」及び『「さよならダニ-DX」はシートを設置し、ダニを集めて、2か月後に捨てるだけ。簡単にたくさんダニを捕獲することができます。」との記載 ・「POWER UP RENEWAL」及び「1万人のお客様の声からパワーアップしてリニューアル」との記載、本件商品①の画像と共に、「現行品」との記載並びに本件商品②の画像と共に、「さよならダニ-DXデラックス」との記載 ・「POINT 1」及び「ダニ捕獲力が従来品の2.1倍」との記載並びにダニ1匹、矢印及びダニ2匹のイラストと共に、「捕獲効力試験 さよならダニ-DX 576, 639匹 さよならダニ-269, 406匹」及び「試験方法：1cm×1cmに裁断した各検体を、ダニを入れたシャーレ上に置き、7日間経過後、捕獲され		

対象商品	表示期間	表示媒体・ 表示箇所	表示内容	使用方法	効果
			たダニを計測し、1枚当たりに換算。」との記載 ・「POINT 2」及び「天然素材の仕様 基材の『発泡ウレタン』を『100%コットン』に変更。」との記載並びに本件商品②の断面のイラストと共に、「1 強力粘着部」、「2 コットン」、「3 不織布」及び「基材の『発泡ウレタン』を『100%コットン』に変更し、ダニの捕獲力アップと共に人や環境にも優しい素材になりました。」との記載 ・「ダニとは無縁の清潔・快適空間に大満足！」との記載及び人物がベッドで寝ている画像と共に、「ニオイがないから夜も快適♪」との記載 ・「ダニ対策の新たな選択肢 さよならダニー DXデラックス」との記載並びに本件商品②の断面及びダニのイラストと共に、「3D 構造で生きたダニを逃さず大量捕獲！」との記載 ・「3つの特徴」との記載並びに人物の画像と共に、「Point 0 1」、「シリーズ史上最強の捕獲力」及び「1枚で57万匹捕獲 ※シート1枚に捕獲できるダニ数（シートの性能）。」との記載 ・「捕獲力アップのメカニズム」との記載並びに本件商品②の断面のイラストと共に、「100%コットン」、「W誘引 好物系誘引剤 ダニだけが好む香り」及び「粘着層」との記載 ・「ダニが入りやすく逃げにくい 100%コットン」との記載並びにダニのイラストと共に、「迷路から出られない」及び「一度入ったら出たなくなる、ダニにとって居心地のいい布団環境を再現した『100%コットン』基材。」との記載 ・「ダニーDXだけの W誘引！」との記載、本件商品②の画像及びダニのイラストと共に、「ダニが好む香り」との記載並びにダニのイラストと共に、「好物系誘引剤」及び「現行品の誘引剤に加え、ダ		

対象商品	表示期間	表示媒体・ 表示箇所	表示内容	使用方法	効果
			ニが好む『タイプ別の香り』を独自開発し、W誘引でダニをがつり集めます！」との記載 ・「がっちり捕獲し、逃さない」及び「粘着層」との記載並びにダニのイラストと共に、「3D構造と粘着層により、一度入ったダニを2度と外に逃がしません。」との記載 ・赤ちゃんを抱っこしている人物の画像と共に、「無香性の誘引剤」及び「ダニだけが好む香りとエサ系（好物）2タイプの誘引剤を配合。無香性で匂わない！」との記載 ・子供及び犬の画像と共に、「殺虫成分不使用」及び「お子様、ペットに無害の、捕獲に特化した構造。死骸がでないので、飛散の心配もありません。」との記載 ・本件商品②の画像と共に、「12×7cm こんなに小さいのに圧倒的な捕獲力！」及び「ダニが気になる場所に置くだけ」との記載 ・寝室の画像と共に、「寝具」との記載、人物の手、本件商品②及び敷布団の画像と共に、「敷布団 危険指数★★★★」との記載並びに人物の手、本件商品②及び枕の画像と共に、「まくら 危険指数★★★★」との記載 ・洋服が複数枚掛けられている画像と共に、「居室」との記載、衣類がハンガーに掛けられている画像と共に、「クローゼット 危険指数★★★★」との記載、タンスの画像と共に、「タンス 危険指数★★★★」との記載並びに人物の手、本件商品②及びぬいぐるみの画像と共に、「ぬいぐるみ 危険指数★★★★」との記載 ・リビングの画像と共に、「リビング」との記載、人物の手、本件商品②及びソファの画像と共に、「ソファ 危険指数★★★★」との記載、人物の手、本件商品②及びカーペットの画像と共に、「カーペット 危険指数★★★★」との記載、人物の足及び畳の画像と共に、		

対象商品	表示期間	表示媒体・ 表示箇所	表示内容	使用方法	効果
			「豊 危険指数★★★★」との記載並びに犬及び犬の寝具の画像と共に、「ペットベッド 危険指数★★★★」との記載 ・ベッドの画像と共に、「マットレス：2枚」との記載、掛け布団の画像と共に、「掛け布団：1枚」との記載、枕の画像と共に、「まくら：1枚」との記載、ソファの画像と共に、「ソファ：1枚」との記載、タンスの画像と共に、「タンス：4枚～ ※棚ごと1枚」との記載及びびりビングの画像と共に、「カーペット：1枚」との記載 ・「Qどのくらい効果が持ちますか？」及び「さよならダニーは消耗品です。効果を継続されたい方は2ヵ月に1回の交換をオススメしています。」 (別添写し2)		
同上	令和6年 6月25日 から 同年7月1 9日まで の間	「楽天市場」と称するウェブサイトに開設した「FURNISMA RKET」と称する自社ウェブサイトの「ダニ対策の決定版!!!」と記載のありウェブページ	・「ダニ対策の決定版!!!」との記載及び本件商品②の画像と共に、「3Dダニ捕りシートのパイオニア さよならダニーが進化」との記載 ・「シリーズ 史上最強の捕獲力」及び「1枚で57万匹捕獲 ※シート1枚に捕獲できるダニ数(シートの性能)。」との記載並びにダニのイラストと共に、「さよならダニー DXデラックス」との記載 ・本件商品②の画像及びダニのイラストと共に、「史上最強 ダニ捕獲力」、「これ1枚置くだけで 57万匹」及び「さよならダニー DXデラックス」との記載 ・「1万人のお客様の声からパワーアップしてリニューアル」及び「RENEWAL POINTS」との記載、本件商品①の画像と共に、「現行品」との記載並びに本件商品②の画像と共に、「さよならダニー DXデラックス」、「捕獲力UP」及び「W誘引独自開発」との記載	寝具、クローゼット、ソファ、カーペット、畳、ペットがいる所及び洋服ダンスに設置する	本件商品②に含まれる誘引剤が寝具等に生息しているダニを誘引することにより、約2か月間で本件商品②のシート1枚当たり57万匹捕獲される効果

対象商品	表示期間	表示媒体・ 表示箇所	表示内容	使用方法	効果
			・「POINT 1」及び「ダニ捕獲力が従来品の2.1倍」との記載並びにダニ1匹、矢印及びダニ2匹のイラストと共に、「捕獲効力試験 さよならダニ-DX 576, 639匹 さよならダニ-269, 406匹」及び「試験方法: 1cm×1cmに裁断した各検体を、ダニを入れたシャーレ上に置き、7日間経過後、捕獲されたダニを計測し、1枚当たりに換算。」との記載 ・「捕獲力アップのメカニズム」との記載並びに本件商品②の断面のイラストと共に、「100%コットン」、「W誘引」、「粘着層」及び「ダニが入りやすく逃げにくい」との記載 ・「POINT 2」、「100%コットン」及び「一度入ったら出なくなる、ダニにとって居心地のいい布団環境を再現した『100%コットン』基材。」との記載並びにダニのイラストと共に、「迷路から出られない」との記載 ・「POINT 3」及び「ダニ-DXだけのW誘引! 現行品の誘引剤に加え、ダニが好む『タイプ別の香り』を独自開発。」との記載、本件商品②の画像及びダニのイラストと共に、「フェロモン系誘引剤」との記載並びにダニのイラストと共に、「好物系誘引剤」との記載 ・「2ヶ月後に捨てるだけ!」との記載並びに本件商品②及びゴミ箱の画像並びにダニのイラストと共に、「家中のダニとさよなら!」及び「bye bye!」との記載 ・「こだわりの安心仕様」との記載、赤ちゃんを抱っこしている人物の画像と共に、「無香性の誘引剤」及び「フェロモン系とエサ系(好物) 2タイプを配合。無香性で匂わない!」との記載並びに子供及び犬の画像と共に、「殺虫成分不使用」及び「お子様、ペットに安心の、捕獲に特化した構造。死骸がでないので、アレルギー飛散の心		

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
			配もありません。」との記載 ・「設置おすすめスポット」との記載、住居内の画像と共に、「おすすめ度★★★★★ マットレス 2枚」、「おすすめ度★★★★★ 掛け布団 1枚」、「おすすめ度★★★★★ 枕 1枚」、「おすすめ度★★★★★ クローゼット 4枚〜」、「おすすめ度★★★★★ ソファ 1枚」及び「おすすめ度★★★★★ カーペット・畳 1枚」との記載、ダニのイラストと共に、「ペットがいる所、洋服ダンスも要注意!」、「効果範囲 シングルベッド1枚につき2枚(1メートル程度離す)」及び「有効期間:2ヶ月」との記載並びにベッド及びダニのイラスト並びに本件商品②の画像と共に、「1メートル離す」との記載 ・「商品名 さよならダニー DX (デラックス) ■用途 3Dダニ捕りシート」		
同上	令和6年6月25日から同年7月3日までの間	「楽天市場」と称するウェブサイトに開設した「FUNS MARKET」と称する自社ウェブサイトの「新登場さよなら	人物の画像及び本件商品②の商品パッケージの画像と共に、「アナウンサー赤江珠緒さんも\愛用中/」との記載 ・「新登場さよならダニーDXデラックス どこが違うの?」との記載、本件商品①の商品パッケージ及び本件商品①の画像と共に、「現行品」との記載、本件商品②の商品パッケージ及び本件商品②の画像と共に、「NEW」との記載並びに矢印のイラストと共に、「2.1倍」、「1シートあたりのダニの捕獲力」、「26万匹 シリーズ史上最強の捕獲力 57万匹」、「誘引剤 ダニが好むフェロモンの香り W誘引 フェロモンの香り エサ系誘引剤」、「素材 発泡ウレタン 100%国産天然コットン ダニが好きな布団を再現」及び「枚数 お試し 4枚入り しっかり対策 6枚入り」との記載	同上	本件商品②に含まれる誘引剤が寝具等に生息しているダニを誘引することにより、本件商品②のシート1枚当たり57万匹捕獲される効果

対象商品	表示期間	表示媒体・ 表示箇所	表示内容	使用方法	効果
		ダニーDX デラックス どこが違う の？」と記 載のあるウ ェブページ	・「Q. 効果があるダニーは何ですか？」及び「A. 屋内性のダニー（チリダニー・ツメダニー・コナヒョウダニー）に効果があります。屋外性のダニーには効果がありません」 ・本件商品②の商品パッケージ及び本件商品②の画像と共に、「迷ったらコレ！」及び「シリーズ史上最強の捕獲力！」との記載 ・「置いて・集めて・捨てるだけ♪季節の変わり目、衣替え時にしっかりダニー対策を！」 ・「■商品名 さよならダニーDX」及び「■用途 3Dダニー捕りシート」 (別添写し1)		

消表対第 7 0 9 号

令和 7 年 3 月 1 4 日

株式会社スマイルコミュニケーションズ

代表取締役 吉本 昌広 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「さよならダニール物質分解ミスト」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、景品表示法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和 6 年 6 月 2 5 日から同年 9 月 2 日までの間、「楽天市場」と称するウェブサイト開設した「FUNS MARKET」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、例えば、「さよならダニール S E R I E S アレル物質分解ミストなら」、「ダニールゲンを 9 0 % 以上分解して不活化！」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品をソファ、じゅうたん、寝具等に噴霧するだけで、本件商品に含まれる光触媒の作用により、ダニールゲンを 9 0 パーセント以上分解して不活化する効果、花粉、ウイルス、菌、悪臭成分などを分解する効果並びにアレル物質、花粉及びウイルスを水及び二酸化炭素に分解して無害化する効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しな

ければならない。

- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社スマイルコミュニケーションズ（以下「スマイルコミュニケーションズ」という。）は、東京都渋谷区恵比寿西一丁目16番15号EBISU-WEST5階に本店を置き、日用雑貨等の販売等の事業を行う事業者である。
- (2) スマイルコミュニケーションズは、本件商品を自ら又は小売業者を通じて、一般消費者に販売している。
- (3) スマイルコミュニケーションズは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア スマイルコミュニケーションズは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和6年6月25日から同年9月2日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「さよならダニ－SERIESアレル物質分解ミストなら」、「ダニアレルゲンを90%以上分解して不活化!」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品をソファ、じゅうたん、寝具等に噴霧するだけで、本件商品に含まれる光触媒の作用により、ダニアレルゲンを90パーセント以上分解して不活化する効果、花粉、ウイルス、菌、悪臭成分等を分解する効果並びにアレル物質、花粉及びウイルスを水及び二酸化炭素に分解して無害化する効果が得られるかのよう示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、スマイルコミュニケーションズに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、スマイルコミュニケーションズは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、スマイルコミュニケーションズが自己の供給する本件商品の取引に関し行っていた表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、景品表示法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な

選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注） 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容
・本件商品の画像と共に、「高性能光触媒」、「無香料」、「ノンアルコール」及び「抗ダニアレルギーミストが登場！」との記載 ・「さよならダニーS E R I E Sアレル物質分解ミストなら」との記載、本件商品を噴霧する画像と共に、「\シュッ！／」との記載並びに桃色の星形多角形及びダニのイラストと共に、「ダニアレルゲンを90%以上分解して不活化！」との記載 ・「\さらに！／さよならダニーの光触媒技術で」との記載、白色の矢印のイラストと共に、「光エネルギー」との記載、花粉の画像と共に、「花粉」との記載、ウイルスの画像と共に、「ウイルス」との記載、菌の画像と共に、「菌」との記載、赤色の円形の画像と共に、「悪臭成分」との記載、吹き出しで「なども分解！」との記載及び本件商品の画像と共に、「この1本でマルチに対応！」との記載 ・「アレル物質分解の秘密は光触媒！」及び「ミストでコーティングすると・・・」との記載並びに本件商品を噴霧する画像及び桃色の星形多角形のイラストと共に、「\シュッ！／」との記載 ・「表面に強い殺菌膜が発生！」及び「光を当てると、コーティング面に触れたアレル物質や花粉・ウイルスを水とCO₂に分解して無害化！」との記載、白色の矢印のイラストと共に、「水」及び「CO₂」との記載並びに照明及び桃色の星形多角形等のイラスト ・「こんな種類の明かりで効果あり！」との記載、太陽の画像と共に、「太陽光」との記載、蛍光灯の画像と共に、「蛍光灯」との記載、蛍光灯の画像と共に、「LED」との記載、電球の画像と共に、「白熱灯」との記載、ソファの画像及び桃色の星形多角形のイラストと共に、「ソファ」との記載、じゅうたんの画像及び桃色の星形多角形のイラストと共に、「じゅうたん」との記載、ベッドの画像及び桃色の星形多角形のイラストと共に、「ベッド」との記載、枕の画像及び桃色の星形多角形のイラストと共に、「まくら」との記載並びに本件商品の画像と共に、「お家の気になる場所にスプレーして明かりをつけるだけ！」との記載 ・「各お部屋にミストを常備してお家をまるごとコーティング！」との記載並びに本件商品の画像と共に、「寝室」、「子供部屋」、「リビング」、「キッチン」及び「浴室」との記載 ・「Q. 赤ちゃんがつかうぬいぐるみに掛けようか迷っています。口に入れてしまうので心配です。」及び「A. 商品をスプレーし乾燥した後、仮に表面をこするなどした場合も、ナノ粒子が分子間で強く結びつき舞い上がらないため、原料を吸い込んでしまう心配はございません。」 ・「Q. 光源として電球でないと効果はありませんか？最近では節電効果が高いLEDを使用した照明器具が多いと思います。LEDでも効果はありますか？」及び「A. 室内照明光源（蛍光灯もしくはLED照明）でも十分に効果を発揮します。」 ・「■商品名 さよならダニー アレル物質分解ミスト」 ・「■用途 寝具、カーペット、布製ソファ、カーテン、畳、ぬいぐるみなどに付着したダニのフン、死がいなどのアレル物質対策に。」 ・「■使用目安 ●洗濯の都度、または週1～2回の使用をおススメいたします。※洗濯物が濡れた状態でスプレーして頂くと効果的です。【使用例】枕：約2回、洋服：約4回、畳一畳：約10回、布団：約10回」 ・「商品仕様」及び「対象害虫 ダニ」

(別添写し)

消表対第 7 1 0 号

令和 7 年 3 月 1 4 日

株式会社スマイルコミュニケーションズ

代表取締役 吉本 昌広 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「さよならダニースプレーワンプッシュ式」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、景品表示法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和 6 年 6 月 2 5 日から同年 9 月 6 日までの間、「楽天市場」と称するウェブサイト開設した「FUNS MARKET」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、例えば、「日中も夜間もず〜っとダニよせつけない!」、「ダニが嫌がる“安全性の高いダニよけ成分”が煙のように広がり、生きたダニを忌避+よりつきにくくします。」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を寝具、ソファ、カーペット等に噴霧するだけで、本件商品に含まれる成分の作用により、寝具等にダニを 1 か月間寄せ付けない効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社スマイルコミュニケーションズ（以下「スマイルコミュニケーションズ」という。）は、東京都渋谷区恵比寿西一丁目16番15号EBISU-WEST 5階に本店を置き、日用雑貨等の販売等の事業を行う事業者である。
- (2) スマイルコミュニケーションズは、本件商品を自ら又は小売業者を通じて、一般消費者に販売している。
- (3) スマイルコミュニケーションズは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。

- (4)ア スマイルコミュニケーションズは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和6年6月25日から同年9月6日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「日中も夜間もず〜っとダニよせつけない!」、「ダニが嫌がる“安全性の高いダニよけ成分”が煙のように広がり、生きたダニを忌避+よりつきにくくします。」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を寝具、ソファ、カーペット等に噴霧するだけで、本件商品に含まれる成分の作用により、寝具等にダニを1か月間寄せつけない効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、スマイルコミュニケーションズに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、スマイルコミュニケーションズは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、スマイルコミュニケーションズが自己の供給する本件商品の取引に関し行っていた表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、景品表示法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注） 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容
・本件商品を噴霧する画像と共に、「ワンプッシュで一気にダニよけ！」との記載及びダニのイラストと共に、「ぎゃあゝ あゝ あゝ」との記載 ・「日中も夜間もず〜っとダニよせつけない！」との記載、ダニの画像と共に、「使用前」及び「うじゃあゝ あゝ」との記載並びに矢印のイラストと共に、「使用后」及び「ダニが嫌がる“安全性の高いダニよけ成分”が煙のように広がり、生きたダニを忌避＋よりつきにくくします。」との記載 ・「3Dダニ捕りシートと併用使いで」との記載、「さよならダニー」と称する商品パッケージ及び同商品の画像と共に、「3Dダニ捕りシート」との記載並びに本件商品の商品パッケージの画像と共に、「ワンプッシュ式」及び「徹底^{ダブル}Wダニ対策！」との記載 ・「『全部の空間から排除して！！』」との記載、本件商品の画像と共に、「そんなお客様のお声から生まれました。どんな時でも どんな場所でも」との記載並びにスリッパを履いた人物、じゅうたん、ぬいぐるみ、畳、スリッパ、犬、子供、テント、椅子及び和室の画像と共に、「あらゆる空間をダニよけ！！」との記載 ・「そんな、ダニの習性を応用」、「まずは」及び「表面のダニをよけよう！」との記載、本件商品を噴霧するイラストと共に、「ダニが嫌いな匂い」及び「繊維にフタをすることが重要！」との記載並びにダニのイラストと共に、「ぎゃあゝ あゝ あゝ」及び「いやあゝ あゝ あゝ」との記載 ・「表面にスプレーでフタをすることで、良い匂いがするシートへダニがどんどん入る」及び「そして、シートへ追い込み生きたダニ 逃さない！」との記載、ダニ及び本件商品を噴霧するイラストと共に、「出てこれない」、「ダニが嫌いな匂い」及び「ダニよけ成分で表面にフタをする」との記載並びにダニのイラスト及び「さよならダニー」と称する商品の画像と共に、「+」、「追い込む」、「ダニが好きな匂い」、「よけたダニは3Dシートで捕獲」及び「W^{ダブル}使いでダニ対策も2倍！」との記載 ・「ワンプッシュ式なら」及び「どんな時どんな場所でも」との記載、スリッパの画像と共に、「玄関マット・スリッパ」との記載、ぬいぐるみの画像と共に、「ぬいぐるみ」との記載、畳の画像と共に、「畳」との記載、子供の画像と共に、「チャイルドシート」との記載、テントの画像と共に、「キャンプ用品」との記載並びに椅子の画像と共に、「椅子・クッション」及び「シュッとするだけ簡単防ダニ！」との記載 ・「ワンプッシュ式のここがすごい！」との記載並びにダニの画像と共に、「①効果約1ヶ月」及び「③殺虫成分0ゼロ 配合特許申請中」との記載 ・「さよならダニー」と称する商品の商品パッケージ及び同商品の画像と共に、「さよならダニー 3Dダニ捕りシートと 併用 で」との記載並びに本件商品を噴霧する画像と共に、「生活空間まるごと徹底ダニ対策！」との記載 ・「×洗濯や天日干しはダニが残る ×叩くと死骸やフンが舞い上がる ×ベタベタしたり面倒なのはイヤ」との記載、手を頭に当てている人物の画像と共に、「もう、どうやって対策したら・・・そんなお悩み」との記載並びに本件商品を噴霧する画像と共に、「シュパ！ッと1プッシュで解決」及び「さよならダニースプレーワンプッシュ式」との記載 ・「①殺虫成分不使用 配合特許申請中」 ・「使用おすすめスポット」との記載、住居内の画像と共に、「ベッド 家具の下 畳 ほこりの溜まりやすい部屋の隅 ソファ カーペット」との記載、ダニのイラストと共に、「ペットがいる所、洋服ダンスも要注意！」及び「効果範囲 1プッシュでふとん1枚分！」

表示内容
＊ 6 畳あたり 4 プッシュ 有効期間：1 ヶ月」との記載、ベッドに向けて本件商品を噴霧するイラストと共に、「1 プッシュでシュパッと広がる」、「すぐに乾いてべたつかない」及び「こんなところもおすすめ！」との記載、ベッドの画像と共に、「宿泊時の寝具」との記載、浴衣の画像と共に、「お部屋着」との記載、寝袋の画像と共に、「キャンプ用品」及び「持ち運びに便利だからいつでもどこでもダニよけ！ だから どんな時どんな場所でも」との記載並びにじゅうたん、ぬいぐるみ、畳、子供、テント及び椅子の画像並びにダニのイラストと共に、「ワンプッシュでダニのお悩みさよなら～！」との記載 ・「■商品名 さよならダニースプレーワンプッシュ式」、「■用途 ダニ除け」及び「■使用方法 プッシュボタンを押すと、一定量がスプレーされます。1 m の距離から、寝具シングルサイズにつき 1 プッシュしてください。」 (別添写し)

消表対第 7 1 1 号

令和 7 年 3 月 1 4 日

株式会社スマイルコミュニケーションズ

代表取締役 吉本 昌広 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「さよならハクション」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、景品表示法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、「楽天市場」と称するウェブサイト開設した「FUNS MARKET」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、例えば、令和 6 年 6 月 2 5 日から同年 7 月 2 2 日までの間、「ハウスダスト低減率 9 8 . 9 %」、「3 空気中のアレルゲンだけでなく、後から降ってきたアレルゲンも分解＋無害化！」等と表示するなど、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同表「使用方法」欄記載のとおり本件商品を使用するだけで、同表「効果」欄記載のとおり効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはなら

ない。

- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社スマイルコミュニケーションズ（以下「スマイルコミュニケーションズ」という。）は、東京都渋谷区恵比寿西一丁目16番15号EBISU-WEST 5階に本店を置き、日用雑貨等の販売等の事業を行う事業者である。
- (2) スマイルコミュニケーションズは、本件商品を自ら又は小売業者を通じて、一般消費者に販売している。
- (3) スマイルコミュニケーションズは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア スマイルコミュニケーションズは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、令和6年6月25日から同年7月22日までの間、「ハウスダスト低減率98.9%」、「3 空気中のアレルゲンだけでなく、後から降ってきたアレルゲンも分解+無害化！」等と表示するなど、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同表「使用方法」欄記載のとおり本件商品を使用するだけで、同表「効果」欄記載のとおり効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、スマイルコミュニケーションズに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、スマイルコミュニケーションズは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、スマイルコミュニケーションズが自己の供給する本件商品の取引に関し行っていた表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、景品表示法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表

表示期間	表示内容	使用方法	効果
令和6年6月25日から同年7月22日までの間	・「P o i n t 1 ハウスダストを吸い込む前に無害化する新技術」との記載、ソファ及び本件商品を噴霧するイラストと共に、「1 布製品にスプレー」との記載、丸で囲まれた桃色の星形多角形のイラストと共に、「2 空気中のアレルゲンを含み込む+かけた部分をバリア」との記載、水色の丸の中で桃色の星形多角形がびび割れているイラストと共に、「ハウスダスト低減率98.9%」、「3 空気中のアレルゲンだけでなく、後から降ってきたアレルゲンも分解+無害化！」及び「使用時・未使用時の比較」との記載、吹き出しで「なにもしないと・・・」との記載及び人物の横顔のイラストと共に、「吸い込むとくしやみが出る」との記載並びに吹き出しで「さよならハクション使用」との記載及び人物の横顔のイラストと共に、「分解され無害化」、「吸い込んでもOK」及び「分解されたハウスダストは吸い込んでも悪さをしない物質に変化」との記載 ・「P o i n t 2 ダニよけ効果」との記載、ダニのイラストと共に、「ダニの」との記載、黒い物体のイラストと共に、「フン」との記載、ダニのイラストと共に、「死がいの」、「すべてがハウスダスト！」及び「さよならハクションはダニアレルゲン低減率97%」との記載並びに3人の人物及び犬がリビングで過ごしているイラストと共に、本件商品を噴霧してダニが逃げ出すイラスト及び「ダニの増殖を防ぐ」との記載 ・人物の画像と共に、「家族みんなですべレー／」及び「除菌消臭効果」との記載 ・本件商品の画像と共に、「布製品にスプレーするだけ！」との記載並びにベッド、ぬいぐるみ及びスリッパの画像並びに水色の丸の中で桃色の星形多角形がびび割れているイラストと共に、「おすすめの使用場所 まくら ベッド カーペット ふとん 衣類 車の中 布製ソファ ぬいぐるみ」及び「抑制効果1ヶ月」との記載 ・「さよならハクションはたった1本で」、「ダニよけ×ハウスダスト抑制×除菌・消臭」及び「これ一本で全部OK!!!」との記載並びに本件商品の商品パッケージの画像と共に、「ハウスダスト抑制効果◎」、「ダニよけ効果◎」及び「除菌・消臭効果◎」との記載 ・「おすすめ使用方法」との記載、ベッドに向けて本件商品を噴霧するイラストと共に、「2」	寝具、カーペット、衣類、布製ソファ、ぬいぐるみ、寝室、リビング、玄関及び車内に噴霧する	本件商品に含まれる成分の作用により、1か月間空気中のアレルゲンを分解及び無害化することによってハウスダストを98.9パーセント低減させ抑制する効果、ダニを寄せ付けず、ダニの増殖を防ぐことにより、ダニアレルゲンを97パーセント低減させる効果並びに除菌・消臭効果

表示期間	表示内容	使用方法	効果
	及び「布団、まくらにさよならハクションをスプレーする。」との記載、ベッド、さよならダニと称する商品及びダニのイラストと共に、「3」、「ダニよけ効果1ヶ月」及び「ダニよけ効果で逃げたダニはシーツ下のシートへ逃げ込む。」との記載並びにベッドの画像と共に、「4」、「発生したアレルゲンは、ミストが分解除去。」及び「完璧対策で鼻水・くしゃみやさよなら！」との記載 ・「商品名 さよならハクション」及び「概要 ハウスダスト抑制・ダニよけスプレー」 ・「効果 1ヶ月」 ・「※ふとん・ベッドはシーツをかける前の本体にもスプレーすると効果的です。」 ・「商品仕様」及び「対象害虫 ダニ」 (別添写し1)		
令和6年7月23日から同年9月6日までの間	・「さよならハクションを よく過ごす場所にスプレー！」との記載、本件商品を噴霧する画像と共に、「ソファに」との記載、本件商品を噴霧する人物の画像と共に、「カーペットに」との記載、ぬいぐるみの画像と共に、「ぬいぐるみに」との記載及びベッドで寝ている人物の画像と共に、「ベッドに」との記載 ・「お家に潜むハウスダストを98.9%低減！」との記載並びに本件商品及び手を広げている人物の画像と共に、「驚くくらい くしゃみ・鼻水が止まる!!!」との記載 ・「Point1 ハウスダストを吸い込む前に無害化する新技術」との記載、ソファ及び本件商品を噴霧するイラストと共に、「1 布製品にスプレー」との記載、丸で囲まれた桃色の星形多角形及びソファのイラストと共に、「2 空気中のアレルゲンを包み込む+かけた部分をバリア」との記載、水色の丸の中で桃色の星形多角形がひび割れているイラスト及び水色の線で囲まれたソファのイラストと共に、「ハウスダスト低減率98.9%」、「3 空気中のアレルゲンだけでなく、後から降ってきたアレルゲンも分解+無害化!」及び「使用時・未使用時の比較」との記載、吹き出しで「なにもしない・・・」との記載及び人物の横顔のイラストと共に、「吸い込むと くしゃみが出る」との記載並びに吹き出しで「さよならハクション使用」との記載及び人物の横顔のイラストと共に、「分解され無害化」、「吸い込んでもOK」及び「分解されたハウスダストは吸い込んでも悪さをし	寝具、カーペット、衣類、車内、布製ソファ及びぬいぐるみに噴霧する	本件商品に含まれる成分の作用により、1か月間スギ花粉、PM2.5、ダニのフン、死骸、ブタクサ花粉等空気中のアレルゲンを分解及び無害化することによりハウスダストを98.9パーセント低減させ抑制することとで、くしゃみや及び鼻水の症状

表示期間	表示内容	使用方法	効果
	ない物質に変化」との記載 ・「さらに小さく吸い込みやすいアレルゲンもすっかりキャッチ！」との記載、人物が本件商品を噴霧する画像及び水色の丸で囲まれたひび割れた多角形の灰色のイラストと共に、「スギ花粉」との記載、水色の丸で囲まれたひび割れた多角形の紫色のイラストと共に「PM2.5」との記載、水色の丸で囲まれたひび割れた桃色の星形多角形のイラストと共に「ダニの死骸やフン」との記載並びに水色の丸で囲まれたひび割れた多角形の茶色のイラストと共に「ブタクサ花粉」及び「くしゃみ・鼻水さよなら！！」との記載 ・「Point2 ダニよけ効果」との記載、ダニのイラストと共に、「ダニの」との記載、黒い物体のイラストと共に、「フン」との記載、ダニのイラストと共に、「死がよい」、「すべてがハウスダスト！」及び「さよならハクシオンはダニアレルゲン低減率97%」との記載並びに3人の人物及び犬がリビングで過ごしているイラストと共に、本件商品を噴霧してダニが逃げ出すイラスト及び「ダニの増殖を防ぐ」との記載 ・「さよならハクシオンはたった1本で」、「ダニよけ×ハウスダスト抑制×除菌・消臭」及び「これ一本で全部OK!!!」との記載並びに本件商品の商品パッケージの画像と共に、「ハウスダスト抑制効果◎」、「ダニよけ効果◎」及び「除菌・消臭効果◎」との記載 ・人物の画像と共に、「家族みんなですで使える安心安全なスプレー／」及び「除菌消臭効果」との記載 ・本件商品の画像と共に、「布製品にスプレーするだけ！」との記載並びにベッド、ぬいぐるみ及びスリッパの画像並びに水色の丸の中で桃色の星形多角形がひび割れているイラストと共に、「おすすめの使用方法 まくら ベッド カーペット ふとん 衣類 車の中 布製ソファ ぬいぐるみ」及び「抑制効果1ヶ月」との記載 ・「■商品名 さよならハクシオン」及び「■概要 ハウスダスト抑制・ダニよけスプレー」 ・「■効果 1ヶ月」 ・「※ふとん・ベッドはシーツをかける前の本体にもスプレーすると効果的です。」 ・「商品仕様」及び「対象害虫 ダニ」 (別添写し2)		が改善する効果、ダニを寄せ付けず、ダニの増殖を防ぐことにより、ダニアレルゲンを97パーセント低減させる効果並びに除菌・消臭効果